

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第81回理事会

平成17年6月

答 申 書

取扱注意

資料付添
2005.6.24

女性のためのアジア平和国民基金

理事長 村山 富市 殿

第75回理事会(平成16年10月27日開催)決定に基づく諮問事項に関しまして、2004年11月17日、2005年1月11日、および、3月14日開催の運営審議委員会における審議の結果をご報告申し上げます。

平成17年3月30日

運営審議会委員長 横田 洋王

[諮問事項]

1. アジア女性基金の解散後、継承すべき事業について
2. その体制、方法について

[運営審議会の審議結果]

1. アジア女性基金の解散後、継承すべき事業

審議の結果、アジア女性基金の解散後、以下の事業が継承されることが望ましいとされた。

- ① 償い事業を受け取られた方々へのアフターケア
- ② アジア女性基金の保管している資料等の取り扱い
- ③ 現代における女性の尊厳に関わる事業
- ④ 「慰安婦」問題に関する残された問題

アフターケアについては、アジア女性基金の事業を受け取った元「慰安婦」のお一人でも生きていらっしゃる間は、何らかのケアを継続できる組織が考慮されることが望ましい。

資料等の取り扱いについては、資料整備委員会が議論を重ねており、その取り扱い、および、解散後の保管の方法などについては、遠からず結論が出されると思われる。資料整備委員会の決定を待つ段階であるが、運営審議会としては、個人情報等が含まれている書類もあるので、それらの適正な保管・管理に細心の配慮をすべきであると考えている。また、アジア女性基金が独自に集めた貴重な文献などが散逸しない取り扱いが重要である。

女性尊厳事業については、アジア女性基金の解散によって、日本政府の政策からその部分が抜け落ちることは、望ましいことではない。また、「慰安婦」問題の反省に立って行ってきたさまざまな現代の女性に対する暴力や人権侵害の問題に取り組む女性尊厳事業は、国際的にも高く評価されており、志のある人々で、新たな組織(NGO/NPO)を立ち上げ、この事業を継続することは、望ましいと同時に可能であると思われる。

「慰安婦」問題に関する残された問題については、アジア女性基金は、償い事業に関する対象国あるいは対象者について検討した最初の段階で、外交上の話し合いに基づき、相手国政府の協力が得られることを前提に事業を実施することとなった。その結果、話し合いがついていない国については、アジア女性基金は償い事業を個別には行わなかった。この残された問題については、日本政府が対応する性質の問題であると判断する。

2. その体制、方法について

継承されることが望ましい事業について、アジア女性基金の解散後、どのように継承するか、その方法について、以下の諸点を審議した。

- ① 他の団体につなげる
- ② 新たな組織を作る
- ③ 政府に対応をゆだねる

継承の方法について、理事会において一部の理事から提案があった、他の既存の団体に事業を引き継いでもらう可能性について、政府の意見も含め、具体的に幅広く検討した。その結果、それぞれの団体の設立目的、活動内容、職務権限等に照らすと、いずれも非常に実現が難しいとの結論に達した。

新たな組織を作る可能性については、継承されることが望ましい事業をすべて担う単一の組織が可能なのか、それともその一部を担う組織(場合によっては複数)が現実的なのかについては、新組織を立ち上げる人、それぞれの考え方にもよるので、今後関係者が具体的な可能性について検討することが望ましい。

アジア女性基金の解散後は、継承されることが望ましいいずれの事業についても、政府の判断と協力が欠かせない問題と考えられる。特に、アフターケアと個人情報などの資料保管については、解散までにアジア女性基金として検討し、何らかの方針を政府に提言することが必要と思われる。

以上

第 81 回理事会及び理事・運営委員合同会議次第

平成 17 年 6 月 24 日

四谷・スクウェア町

1. 定足数報告（理事会）
2. 議事録署名人選出（理事会）
3. 事務局報告
4. 議 題
 - (1) 平成 16 年度事業報告及び収支決算について
 - (2) 平成 18 年度概算要求の要旨について
 - (3) 運営審議会の答申について
 - (4) 2005 国際シンポジウム進捗状況
 - (5) 17 年度事業実施（案）
5. その他

資料1

ページ

【事務局報告】

インドネシア事業の報告

1～9

韓国に関する状況

10～12

沈氏への回答とその後

遺族会会長との懇談・要望

7月1日以降の事務局体制（人事）

（資料なし）

インドネシア事業の最終計画について

2005年6月24日

1) これまでの経緯

アジア女性基金は、1997年3月25日、インドネシア社会省との間で覚書を交わし、戦争等の被害をうけた高齢の女性たちに対する福祉サービスの提供を行うため、10年間で3億8000万円規模の高齢者福祉施設の建設・整備を行っている。

第1期 5ヶ所の建設（1997年～1998年）

第2期 6ヶ所（1998年～1999年）

第3・4期 10ヶ所（1999年～2000年）

（注1）第3・4期は上記の期間に着工、終了する計画であったが、社会省の改編および地方分権化に伴う地方政府の混乱などにより遅延し2000年～2001年となった。さらに、10ヶ所のうちジョグジャカルタに予定していた1ヶ所は計画変更を迫られ、10ヶ所の完成は2002年3月）

（注2）第1期から4期までに完成した21ヶ所については、インドネシア政府との協議などの機会にあわせ2004年度末までにすべての視察を行った。

第5・6期 21ヶ所（2003年～2004年）1ヶ所を除いてほぼ完成、6ヶ所は視察済み。

これまでの建設費送金済み額 2億 270万円

2) 最終建設計画について

アジア女性基金の解散（2007年3月）まで限られた時間内に、視察および事業評価等を行うためには、2006年末までの完成が前提となるので、早急に最終案を決定し、社会省に通知し、推進することが必要である。

① 新規施設建設計画の申請 20ヶ所（2005年～2006年） 予算の範囲

施設建設 16ヶ所（うち2ヶ所については所要経費をインドネシア政府内で算出中）

地震被害対応 3ヶ所（最終工程案を計画中）

高齢者総合センター 1ヶ所（建物の数など詳細な計画、工程案を準備中）

② 既存施設の改築あるいは改修等（2005年～2006年） 予算の範囲

3) 今後の視察計画について

アジア女性基金の解散までは、出来るだけ多くの理事・委員の協力を得て毎年視察を行う。今年中にも、インドネシア社会省などとの協議や最終計画の進捗状況把握を兼ねて、出来る範囲で視察する。

日時： 2005年5月29日（日）～6月3日（金）

出張者： 和田春樹専務理事代行、松田瑞穂業務部長、間仲智子事務局員
石井みのり外務省アジア大洋州局地域政策課事務官

今回の出張は、第5・6期施設の視察を2グループに別れて行い、最終日にジャカルタで社会省との協議を行った。視察先は、東ジャワ（2施設）、西ヌサ・トゥンガラ州、南カリマンタン州、南スマトラ州、およびジャカルタ特別州の6施設であった。

1. インドネシア社会省との協議

日時： 2005年6月2日（木） 9:15～11:00

場所： インドネシア社会省

出席者： プジ社会省社会サービス更正総局長、ムリヤンタ高齢者サービス局長、ジョニ企画課長、カバン当該事業担当官、アドミン事務官
和田、松田、間仲、石井、東本在インドネシア大使館書記官

- (1)冒頭、和田専務理事代行より、今回の協議の前に、第5・6期の事業で建設した施設6ヶ所を見学し、それぞれの施設を管轄している州政府、各市の社会福祉担当者あるいは施設長などからお話をうかがい、有益な視察を行うことが出来た。AWF の理事会は、党憲に基づく高齢者施設整備を行うインドネシア事業が何とか「慰安婦」被害者と言わないまでも戦争で被害を受けた女性たちへ裨益した事業となることを願っていた。今回はじめての視察で、各施設ともきちんと運営されており、被害者への配慮を踏まえた場所に建設されていたことに大変感銘を受けた。社会省高齢者更正総局が年一回の大事なプログラムの直前であったにもかかわらず、地方政府への連絡や今回の協議時間を割いていただいたことに深く感謝する旨、述べた。
- (2)インドネシア社会省プジ総局長から、これまでの施設建設計画は、今回の視察でもお分かりのとおりほぼ完成した。但し、西カリマンタン州の建設予定地が、施設建設は主要道路から40m以上距離をおくとの法令に抵触したため、建設場所の移動を考慮しているとの報告があった。
- (3)当方より、今回の協議では、すでに詳細な計画の出ている第7期事業計画（13州内、14ヶ所の高齢者施設建設、約7,620万円）も含めて、津波被害に対する追加のアチェの施設建設事業（約1,680万円）、2月に概要をいただいた3つの計画（各々約7,300万円相当）について、包括的な協議を行い、AWF 理事会、日本政府の承認を受けた上で6月末までには確定したい。さらに、インドネシア事業は、最終計画の段階を迎えているので、この事業の枠内で、「慰安婦」被害者に対して裨益するようなことがあれば、一層のご配慮をお願いしたいと表明。そのうえで、まず、最終計画として概要をいただいた計画3案について詳細をうかがいたいと発言。
- (4)プジ総局長は、3案のうち、ジャカルタ（その後、東ジャワに変更）に建設を提案した高齢者総合センター建設計画については、土地購入不可の連絡をいただいた時点で3案から削除したと説明があった。

- (5) 東ジャワ州パスルワン県パンダアーン市に建設を提案した高齢者総合センター計画(約7,260万円)は、①ここがインドネシア第2の高齢者人口を抱え、②かつて日本軍の施設があった、③既存の州高齢者施設周辺に広い土地があり、収用についても協力的であるなどの点から、その場所に高齢者のモデル事業となる総合センター建設を提案した。国家教育省、宗教省などとも協力して、プログラムを提供する計画。一時保護やデイケアなどインドネシアでいまだ試みられていない幅広い高齢者社会サービスの提供を考えている。収容高齢者人数は、150名以上。建物の数や機能についての詳細、ワークプランなどは未定。決定をうけてから詳細を提出する予定であったとの説明。
- (6) もう一方の計画(約7,300万円)は、既存の建物、施設の中にこれまでと同じように新築、改築あるいは修理を行う計画で、要望のあった10州18ヶ所については、別紙のとおりである。この中には、プリタール市が被害者のために行う新たな施設の増・改築が含まれている。プリタール市の近くで、元「慰安婦」の娘が自宅で被害者の世話をしていた敷地内に、社会省が4部屋を増築し、現在12名が入居している。そこに入居できない女性たちに市内の施設をすすめた時、住み慣れた場所を離れたくないなどの意見があり、そのままになっていた。いま住んでいる場所への増築は可能かとの問いがあった。
- (7) 当方からは、個人の土地への建設計画は、検討しなければならないが難しいのではと返答。
- (8) その関連で、当方より、バンドン市近郊のチマヒにいる50人近い被害者が AWF 事業の枠組みの中で、高齢者施設を建設してほしいとの打診があり、要望書が与党連合の "Nation Awakening Party" 所属国会議員ヌウルシヤバニ (Nursyahbani Katjasungkana) 氏より AWF に提出された。社会省で詳細を聴取のうえ、土地の収用などについても協議のうえ、出来れば包括案の中に含めて検討してほしい旨伝え、要望書3通を手渡した。
- (9) それに対しプジ総局長は、この要望書を歓迎すると発言。インドネシア政府の政策について、ジョグジャカルタのグループからは理解を得られなかったが、これでプリタール市のグループも含めてヌウルシヤバニ氏の理解も得られたと考える。この案を前向きに検討したいと述べた。
- (10) さらに、プジ総局長は、アジア女性基金が行ってきたインドネシアにおける高齢者施設整備事業を出来るだけ「慰安婦」とされた被害者に裨益したものと記憶させるためには、今後、出来上がった施設について、幅広く広報活動を行い、被害者に情報が届くよう呼びかける。これまでも高齢者施設内で、戦争中に被害を受けた女性たちのためのカウンセリングなどは行っていたが、高齢者総合センターではさらにそれを充実することができる。場合によっては、まだ、手のついていない計画の建設場所を被害者が多い地域に移動することなども考え、今後も柔軟に対応すると応答。
- (11) 協議の結果、出来るだけ早急に東ジャワ州パンダアーン地区の高齢者総合センターについての具体的な計画あるいは10州18ヶ所の見直し計画、バンドン市(チマヒ)からの要望を含めた社会省の再提案などを検討したうえで、6月中には、包括的な最終事業推進計画を確定することとなった。

- (12)最後に、アジア女性基金の解散時である2007年3月までに、すべての事業が視察も含めて完了していることが求められているため、インドネシアにおける高齢者のための施設建設整備の完了は、2006年12月末を目指したいと再確認、今後のさらなる協力をお願いして、協議を終了した。

2. 国会議員ヌウルシャバニ氏との面談

日時： 2005年6月31日(火)、20:00～21:30

面談者： ヌウルシャバニ、リニ、リア、ウリイ、松田

- (1)バンドン市近郊チマヒ地区の58名の被害者が合意して高齢者施設建設を要望することになったので、インドネシア政府に取り次いでほしい。
- (2)自分は国会議員として、社会大臣や州知事に施設を建設する土地の提供を働きかけ、高齢者施設ができるよう協力する。出来れば運営は、入居者の意思を尊重したものとしてほしい。
- (3)簡単な施設建設の要望書を作ってくれば、6月2日に予定している社会省との協議に提出する。具体的な施設建設の予算や規模などは、社会省と協議して欲しいと応答。

日時： 2005年6月1日(水)、14:30～16:00

面談者： ヌウルシャバニ、和田、松田、間仲

- (1)バンドン市近郊に高齢者施設の建設を要望する書面を提出、その内容について説明。
- (2)ブリタル、ジョグジャカルタの被害者に対しても、2007年3月にはアジア女性基金が解散すると知らせた。さらに、インドネシア事業の枠組みの中で、高齢者施設を作る計画の諾否について意見を聞いたが、ジョグジャカルタでは、被害者24名のうちリーダーのマルディエムさんが反対だったので施設建設の要望をまとめることはできなかった。
- (3)ブリタルでは、すでに自立や運営についてさまざまな活動が行われている。次回はぜひ視察して欲しいなどの意見が述べられた。

3. ナババン氏、Centre for Democracy and Human Right Studies (Demos)との面談

日時： 2005年6月2日、16:00～16:30

面談者： 所長ナババン氏、広報担当リタ氏、和田、松田、間仲

- (1)ナババン氏、リタ氏よりアジア女性基金のインドネシアにおける事業について以下のような提案、意見が出された。
- ①インドネシアの多くの人々はこの問題と事業について知識がない。もっと多くの広報をインドネシア語で行なってはどうか。「TEMPO」では民主化の過程における人権の問題を扱うページをもっているののでそうした媒体を使って広げる運動を考えてはどうか。
- ②この事業についてモニタリングは行なっているのか。→建設された施設を全部視察している

- のはそのためと説明。→モニタリングに関してインドネシア国内の NGO と協力するのはどうか。セカンドオピニオン的なものとして、KPI(Coalition of Indonesian Women for Justice and Democracy)等何千人ものメンバーをインドネシア全土にもっている。
- ③NGO である KPI と大統領令で設置された公的な KOMNAS(National Commission for Violence against Women)の意見を聞くことを薦める。
- ④KPI がこの問題についてインドネシア政府を訴えたと聞いている。
- (2) Demos は国内の民主化の進捗状況について調査を行い、意見広告などを発表している。また、人権問題についての裁判にも関わっている。

4. 高齢者施設視察報告

(1) 「Mardi Utomo」(マルディ・ウトモ 第5・6期建設)

- ① 訪問日時: 2005(平成17年)5月30日(月)
- ② 訪問者: 和田、間仲、通訳、
- ③ 面談者: ヘリ施設長、デビ事務課長、マルゴ・ムルヨ施設長ハッサン氏、
ケディリ施設長イナム氏他
- ④ 場所について:
東ジャワ州ジョンバン県、スラバヤ中心部から車で2時間くらいのところにある。
- ⑤ 施設について
 - 「マルディ・ウトモ」とは、インドネシア語で「主な路」という意味。
 - 既存の施設群の一角に新規に建設。総敷地面積は 3,670 m²。今回建設した施設の面積は 157 m²。
 - 2 人部屋 5 部屋、医務室、食堂、居間、浴室 3 室、を備えた 1 棟とその隣の浴室棟(2 室)及び身体の不自由な入居者用施設を増築し 4 ベッド追加。
 - 東ジャワ州政府により運営されており 25 名のスタッフのうち 12 名が州の職員。13 名は警備員、ソーシャルワーカー、調理人等の契約職員。
- ⑥ 入居者とその生活について
 - 全体では 60 歳から 85 歳まで男性 22 名、女性 43 名の計 65 名が入居している。定員は 70 名。新設施設には、14 人定員で 9 人が入居。
 - 入居に関する情報提供は地方政府との連絡により、リーフレット等も配布する。貧困や独り暮らしの人が入居の対象となる。
 - 出身地はジョンバン県が多い。
 - 食費は州政府が負担。医療は県の病院との協力により無料で受けられる。また定期的に健康診断も行なわれている。
 - 入居に関して期限はなく、墓地も整備されている。
 - 「慰安婦」被害者に対して優先的に入居させるという方針を持っており、これまでに 3 名が入居した。うち 1 名はすでに他界。

(2) 「Margo Mulyo」(マルゴ・ムルヨ第5・6期建設)

- ① 訪問日時: 2005年(平成17年)5月30日(月)
- ② 訪問者: 和田、間仲、通訳、
- ③ 面談者: 施設長ハッサン氏、同施設ハリ氏、東ジャワ州社会事務所エンダン氏、マルディ・ウトモ施設長ヘリ氏、同事務課長デビ氏、ケディリ施設長イナム氏他
- ④ 場所について:
東ジャワ州ジェンバル県郊外の農村地帯、スラバヤ中心部から車で5時間くらいのところにある。(前述の Mardi Utomo 施設より7時間程度)
- ⑤ 施設について
 - 「マルゴ・ムルヨ」とは、インドネシア語で「正しい道」という意味。
 - 1955年より既存。
 - 既存の施設群の一角に新規に建設。総敷地面積は3.2ヘクタール。今回建設した施設の面積は153㎡。
 - 2人部屋5部屋、医務室、食堂、相談室、浴室3室、を備えた1棟を建設。今回の支援によりこれまでなかった医務室を作ることができサービス向上に大変役立っている。
 - 東ジャワ州政府により運営されており25名のスタッフのうち8名が州の職員。17名は警備員、ソーシャルワーカー、調理人等の契約職員。
- ⑥ 入居者とその生活について
 - 60歳から92歳まで計80名が入居している。定員は90名だが故障などもあり80名しか入居できない状態。将来的には定員を100名にしたいと考えている。定員10名の新設施設には10名入居。
 - 入居者選定に関しては地方政府と協力して行なっている。プロゴリンゴ、バンコワン、等5つの町から集まってきており、入居の条件は「Mardi Utomo」と同じ。
 - 食費は州政府が負担。施設の後ろに建つ病院と協力して月4回健康診断が行なわれる。また看護師は常勤している。
 - 入居に関して期限はなく、墓地も整備されている。
 - かつては2名の「慰安婦」被害者が入居していたが他界した。

* 東ジャワ州の「慰安婦」についてヘリ施設長の話

2002年、州社会省が行なった調査によれば、東ジャワ州 Blitar(ブリタール)地方に30名の「被害者」が生活している。この地方の近郊 Wingi(ウインギ)には施設があり、被害者にこの施設に入居してはどうかと勧めたことはあったが、皆、住み慣れた土地を離れたくないといって入居を拒んでいる。

(3) 「Puspakarna」(プルパカルナ・第5・6期建設)

- ① 訪問日時: 2005年(平成17年)5月31日(火)
- ② 訪問者: 和田、間仲、通訳、
- ③ 面談者: 施設長パティニアティ氏、同施設次長ディディク氏、
- ④ 場所について:
西ヌサ・トゥンガラ州都マタラム中心地にある。かつて日本軍の基地があり銃庫があっ

たとえられる。それは「バンコバンコ」と呼ばれ、現在は土地の名前となっている。

⑤ 施設について

- 1978 年より運営され、2000 年に OECF の援助を受け、大幅に改築した。
- 既存の施設群の一角に新規に建設。総敷地面積は 13,826 m²。今回建設した施設の面積は 141.35 m²。
- 1 名(夫婦の場合は 2 名)部屋 7 部屋(浴室付き)、食堂、小さなキッチン、調理場を備えた 1 棟を建設。
- 西ヌサ・トゥンガラ州政府により運営されており、24 名が州政府職員、警備等の 16 名が契約職員となっている。副施設長ディディク氏を含めソーシャルワーカーは 3 名。医務室も完備されており看護師が常勤している。
- 全国に 10ヶ所しかないトラウマセンターも併設しており、DV などの被害者のためのシェルターも同施設内にある。また高齢者のためのデイケアも行なっている。
- 州知事はこの施設をモデルとして推進していく計画である。

⑥ 入居者とその生活について

- 60 歳から 101 歳まで男性 44 名、女性 56 名、計 100 名が入居している。定員は 125 名だが州政府からの予算が 100 名分しか措置されていないため、定員に達していない。7 人定員の新設施設には、5 人が入居。
- 島全体だけでなくジャワ島、スマトラ島出身の入居者もいる。
- 食費は州政府が負担。
- 入居に関して期限はなく、墓地も整備されている。
- かつては 2 名の「慰安婦」被害者が入居していたが他界した。

* 本施設建設のための中央社会省への申請は、「慰安婦」被害者のための高齢者施設として行われ、根拠付けのため、付属資料として兵補協会調査による「慰安婦」被害者名簿が添付されていた。(入手)

(4) 南カリマンタン州 ブディスジャトラ (第 5. 6 期)

① 訪問日時: 2005 年 5 月 30 日(月)

② 訪問者: 松田、石井、通訳

③ 面談者: アスムラ施設長、ハルヤント南カリマンタン州社会省施設事業担当官

④ 場所について

- ジャカルタから飛行機で 1 時間半のカリマンタン島バンジャルマシン空港から車で 30 分位。閑静な住宅地に立地。
- 近くのタンジュンブラには、インドネシア陸軍の第 6 師団があり、バンジャルマシン空港は、空軍と併用。かつて日本軍が近くの Kolem Antasari に駐留していた。

⑤ 施設について

- 1960 年代に中央政府によって建設された施設、総面積約 10,000 平方メートルの土地の一部に新築。建物の広さは、180m²。
- 間取りは 2 人部屋が 5 部屋、食堂と居間、バス・トイレは 2ヶ所。他に介護者の部屋。バス・トイレ、居間、食堂などには手すりが整備されていた。

⑥ 入居者とその生活について

- 新築の建物(マタハリ=良い未来が来るように)には、10名が入居。60～90歳の女性のみが入居している。出身は南カリマンタン州が多い。
- 施設には州政府の職員が6名。非常勤の職員が15名。非常勤の看護師が常駐。小さいポリクリニック棟がある。現在は、定員一杯の50名が入居している。
- 食事は、調理されたものを一緒に食べる。治療費は州政府の負担。
- 散歩、高齢者アエロビック、体操などを定期的に行っている。
- 施設の敷地は、緑の多い、広々とした土地で、入居者が敷地内の池で小魚や花を育てていて、えさをやる、花の手入れをするなどの心理面への配慮が見られた。

⑦ その他

- 南カリマンタン州には、30分くらいの距離に中央政府とカリマンタン州政府が作った2つの高齢者施設があったが、現在は両方とも州政府の管轄。双方の施設を見学。
- 南カリマンタン州には、約50,000人の高齢者。そのうち約1,000人は、施設を必要とする単身者で援助が必要とする状況にあると推定。
- 双方の施設とも敷地が十分あり、入居が必要な高齢者が多いので、もっと建物を立て、修理をしたいとの要望が述べられた。

(5) 南スマトラ州、トラタイ(第5・6期)

- ① 訪問日時: 2005年5月31日(火)
- ② 訪問者: 松田、石井、通訳
- ③ 面談者: ハルティニ施設長、サリセアティ州政府社会省、ヤンスヤパレンバン市社会省
- ④ 場所について
ジャカルタから飛行機で1時間のスマトラ島パレンバン市空港から車で約1時間。

⑤ 施設について

- 施設は、1920年代に中央政府によって設立された古い高齢者施設。
- 起伏がある広い土地は、全部芝生に覆われ、手入れが行き届いていた。しかし、よく手入れをされているが、新築以外の建物は古い。
- 2002年9月、パレンバン市近郊の第2期建設施設を視察途中、立ち寄った AWF のグループに州政府がこの施設への新設を要請。今回の施設が建設された。
- 総面積は15,000m²。施設全体の定員は80名。現在60名入居。
- 新設の建物は、2人部屋で8部屋。バス・トイレは4ヶ所。食堂兼居間。手すりバス・トイレ等に完備。また、施設にある集会室への廊下などは、一部にすべりにくいタイルや階段をスロープに改造。窓には、網戸、太陽を反射するガラスを使用するなどの工夫が見られた。
- 台所は、古く1920年代の建設当時のままと思われ、今もかまどでまきを使用しており、ガスストーブと併用していた。

⑥ 入居者とその生活について

- パレンバン市の運営。
- 州政府の職員は、3名、他にコック、洗濯や掃除などの非常勤職員が7名。
- 新しい建物には、施設にいた人たちの中から選んで16名が入居。そのうち男性は4名。施設全体の女性数は35名。
- 1ヶ月に2回の検診を市の予算で実施。

- 大きな集会室で、毎週金曜日には、宗教的な活動を行っているが重病の人も多く、機能回復あるいは予防的なプログラムはやり始めている。

⑦ その他

- パレンバン市および南スマトラ州の AWF 事業に対する関心は高く、スエノ元社会省大臣からの通達があり、事業が実施されることになるとすぐに申請を出した等。
- この施設は敷地が広大で、古い建物の建て替と重病人の隔離用施設、および台所の新設、施設全体のバリアフリー化、貯水タンクと救急車購入の要請があった。

(6) ジャカルタ特別州、ウスマ・ムリヤ (第5・6期)

① 訪問日時: 2005年6月1日(水)

② 訪問者: 松田、東本在ジャカルタ日本大使館政務班事務官、通訳

③ 面談者: モガデイ所長、KOWANI 会長、KOWANI 事務局長

④ 場所について

ジャカルタの中心部から西へ車で50分くらいのところ

⑤ 施設について

- 1961年に女性団体 KOWANI が建設した施設で管理・運営も行っている。
- 総面積1800m²の KOWANI の所有地に約420m²の建物。周辺は交通量が多い。
- 施設の定員は、75名、現在69名が入居中。女性のための施設。
- 職員20名、看護婦8名、コック3名、掃除4名、洗濯4名他。

⑥ 入居者とその生活について

- 既存の建物を大幅に拡大、改修。床や屋根の張替え、3人一部屋、11部屋を改修。一部はまだ工事中であった。
- 入居の条件は、65歳以上で健康な人。
- 支払える人からは、25,000～400,000ルピア(250円～4000円)/月徴収。
- 入居者は、中国系が6割、ジャワ系が4割。出身はジャワ島が多い。
- 施設への紹介は、自分で来る、教会あるいは社会省の紹介、家族など。
- 医療費は、自己あるいは家族の負担。支払えない場合は、団体の負担。
- 病人が出た場合は、まず往診を頼み、必要な場合、入院させる。
- 訪問中に、屋台のラーメン屋が敷地内で希望する人にラーメンを提供していた。KOWANI の協力者が良くこのような形の寄付をするとのこと。
- KOWANI は、有料で女性の職業訓練や自立活動を行い、奨学金を出すなどの活動も行っている。台湾系の団体からは、定期的に医療援助を得ている。

⑦ その他

- 施設改修、備品などは KOWANI で直接発注したのではなく、社会省から業者に支払いが行われ、備品が届けられている。
- 今回の改修に含まれていない建物の裏にある下水道の傾斜がないため、水がうまく流れない。マラリヤや天狗熱の原因になるので、今回の工事に含まれないかの要望。
- いままでと異なる建設経緯、運営形態、入居者に対する処遇が見られた。

以上

2005年5月18日

様代理人 横田雄一弁護士 殿

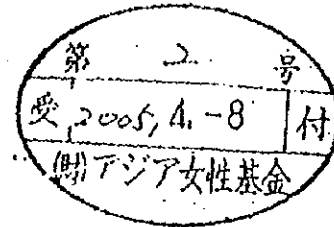
財団法人女性のためのアジア平和国民基金
専務理事代行 和田春樹

4月7日付、貴代理人からの書面によるご照会に続き、5月9日付書面にて、当方への再度の面談のお申し入れをいただきました。

当方としましては、去る2月14日にはご要望に応じて面談に対応させていただき、3月31日付書面によりご照会事項について回答を差し上げました。

今回の面談のご要望につきましては、当基金の業務の性格や前回の面談後の当基金に対する一方的な非難の経緯などに照らしまして、面談のご要望に応じることは適当ではないとの判断に至ったことをお伝えいたします。

なお、3月31日付書面での回答でもお伝えしましたとおり、基金の償い事業に対する申請の受理と事業の実施につきましては、当方の関与する範囲において、適正に執り行われたことを再度確認いたします。



2005年4月7日

東京都千代田区九段南2丁目7番6号 相互九段南ビル4階

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

代表者理事長 村 山 富 市 殿

代理人

弁護士 横 田 雄



ご 照 会

2005年3月31日付の貴基金の書面を4月2日に拝受しました。当方としてはとりあえずの書面と善解いたしました。さらに以下の点について、本書面到達後一週間以内に、書面でご報告下さるようお願いいたします。

- 1 償い事業の実施日(償い金の銀行等への振込みであれば、その振込み日)
- 2 償い金の交付方法 銀行振り込みであれば、銀行支店名、預金の種別、口座番号、口座名義人(氏名、住所、電話番号)、振込金額
直接交付であれば、日時、場所、受取人(代理人を含む)
- 3 総理の手紙の送付(手渡し)先
- 4 本人の受領意思確認の有無

また、本件に関して受領された「申請書」のコピーをご添付下さるようお願いいたします。

資料2

ページ

【議案事項】

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) 平成16年度事業報告および収支決算について | (別添) |
| (2) 平成18年度概算要求要旨 | 1 |
| (3) 運営審議会の答申 | 2～3 |
| (4) 2005国際シンポジウムの進捗状況 | 4～7 |
| (5) 平成17年度基金事業実施(案) | 8～16 |

(部内資料)

2005.6.24

理 事 会

平成 18 年度国庫補助金概算要求要旨について

(要求要旨)

アジア女性基金は、インドネシア事業の終了年度である平成 18 年度(2007.3)を一つの区切りとして解散することに伴い、アジア女性基金のこれまでの事業の成果を総括し、国内外に発信することが重要であると考える。

平成 18 年度の概算要求に当たっては、基金の終了年度に相応しい事務・事業に要する経費を積算し要求する。なお、要求項目は概ね次の枠組で積算する。

(主な内容)

○運営経費

人件費

基金事業の総括業務及び法人の解散・整理業務等に従事する職員経費

職員の退職給与引当金の造成

なお、18 年度の職員は、予算の範囲で別途理事長が委嘱することになる。

経常事務費

法人の運営管理等経費、事務所賃貸経費、及び事務所原状回復経費

運営審議会等経費

理事会、評議員会、運営審議会等役員会議経費

○基金総括整理費(事業関係費)

事業総括関係経費

総括に関する広報・啓発(フォーラム等の開催を含む)、事業報告

事業実施国往来等、解散セレモニー等 他

歴史資料整備等関係経費

債い事業に係る既存資料整備、事業関係者等の記録作成 他

答 申 書

取扱注意

女性のためのアジア平和国民基金
理事長 村山 富市 殿

第75回理事会(平成16年10月27日開催)決定に基づく諮問事項に関しまして、2004年11月17日、2005年1月11日、および、3月14日開催の運営審議委員会における審議の結果をご報告申し上げます。

平成17年3月30日

運営審議会委員長 横田 洋三



[諮問事項]

1. アジア女性基金の解散後、継承すべき事業について
2. その体制、方法について

[運営審議会の審議結果]

1. アジア女性基金の解散後、継承すべき事業

審議の結果、アジア女性基金の解散後、以下の事業が継承されることが望ましいとされた。

- ① 償い事業を受け取られた方々へのアフターケア
- ② アジア女性基金の保管している資料等の取り扱い
- ③ 現代における女性の尊厳に関わる事業
- ④ 「慰安婦」問題に関する残された問題

アフターケアについては、アジア女性基金の事業を受け取った元「慰安婦」のお一人でも生きていらっしゃる間は、何らかのケアを継続できる組織が考慮されることが望ましい。

資料等の取り扱いについては、資料整備委員会が議論を重ねており、その取り扱い、および、解散後の保管の方法などについては、遠からず結論が出されると思われる。資料整備委員会の決定を待つ段階であるが、運営審議会としては、個人情報等が含まれている書類もあるので、それらの適正な保管・管理に細心の配慮をすべきであると考えます。また、アジア女性基金が独自に集めた貴重な文献などが散逸しない取り扱いが重要である。

女性尊厳事業については、アジア女性基金の解散によって、日本政府の政策からその部分が抜け落ちることは、望ましいことではない。また、「慰安婦」問題の反省に立って行ってきたさまざまな現代の女性に対する暴力や人権侵害の問題に取り組む女性尊厳事業は、国際的にも高く評価されており、志のある人々で、新たな組織(NGO/NPO)を立ち上げ、この事業を継続することは、望ましいと同時に可能であると思われる。

「慰安婦」問題に関する残された問題については、アジア女性基金は、償い事業に関する対象国あるいは対象者について検討した最初の段階で、外交上の話し合いに基づき、相手国政府の協力が得られることを前提に事業を実施することとなった。その結果、話し合いがついていない国については、アジア女性基金は償い事業を個別には行わなかった。この残された問題については、日本政府が対応する性質の問題であると判断する。

2. その体制、方法について

継承されることが望ましい事業について、アジア女性基金の解散後、どのように継承するか、その方法について、以下の諸点を審議した。

- ① 他の団体につなげる
- ② 新たな組織を作る
- ③ 政府に対応をゆだねる

継承の方法について、理事会において一部の理事から提案があった、他の既存の団体に事業を引き継いでもらう可能性について、政府の意見も含め、具体的に幅広く検討した。その結果、それぞれの団体の設立目的、活動内容、職務権限等に照らすと、いずれも非常に実現が難しいとの結論に達した。

新たな組織を作る可能性については、継承することが望ましい事業をすべて担う単一の組織が可能なのか、それともその一部を担う組織(場合によっては複数)が現実的なのかについては、新組織を立ち上げる人、それぞれの考え方にもよるので、今後関係者が具体的な可能性について検討することが望ましい。

アジア女性基金の解散後は、継承されることが望ましいいずれの事業についても、政府の判断と協力が欠かせない問題と考えられる。特に、アフターケアと個人情報などの資料保管については、解散までにアジア女性基金として検討し、何らかの方針を政府に提言することが必要と思われる。

以上

国際シンポジウム：過去へのまなざし、未来への構想

—政府、メディア、NGO の戦後責任と日本の未来—

※内容詳細については別添ちらし参照

進捗状況

- 2005 年 6 月 14 日に、本シンポジウム後援者である朝日新聞社が、一面に開催告知を掲載した。
- 反響は大きく、同日午前中に、予定していた一般席 300 名分を超える申込があった。
- その後ホームページやメールリングリスト等でも広報を行った結果、6 月 24 日現在、電話、メール、ファックスあわせて 700 件を超える申込が来ている。
- 朝日新聞社の過去の経験から、参加費無料の催しである場合、事前申込件数に対して歩留まり約 6 割とのことである。
- 会場の国連大学ウ・タント国際会議場は、360 名収容できる。60 名分程度を特別枠として確保している。有識者、ジャーナリスト、基金関係者などに着席いただく席である。
- 一般の方々から予想を上回る申込があったため、急遽同じ国連大学内に第二会場（エリザベス・ローズ国際会議場）を設けた。この会場内でフォーラムの模様をモニター中継できるよう設営した。こちらは約 140 名を収容できる。

国際シンポジウム：過去へのまなざし、未来への構想

—政府、メディア、NGO の戦後責任と日本の未来—

主催：財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金) 後援：朝日新聞社

【企画の趣旨】

このシンポジウムは、第二次大戦終結後60周年を迎える2005年に、「負の過去」を含む日本の近現代の歴史を過去へのまなざしを踏まえた未来の公共性の構築の可能性という視点から考え、論じ合い、それを日本の市民と分かち合うことを目的とする。

戦争責任や植民地支配責任などの問題は、これまでもさまざまな形で論じられ、政治的にも鋭い対立を招いてきた。「慰安婦」問題もそのひとつである。本シンポジウムは、こうした過去の議論や論争をなぞることを目的とするものではない。むしろ、現在および未来の公共性の担い手として、政府、NGO、メディアを共通の土俵で扱い、戦後こうした問題に取り組んできた(あるいは来なかった)政府、NGO、メディアの政策や行動、報道を再検討したい。そのために、日本の過去と直接のかかわりをもつアジア諸国からのまなざしを受け止め、同時に、諸国のさまざまな償い、補償、和解のプロセスから学ぶことによって、取り返しのつかない過去をいかに未来を生きる上での教訓とし、糧としていくべきかを考えたい。

過去の克服は、第一次的には日本の政府と国民が果たすべき課題である。しかし、それは同時に、その過去にかかわりある諸国の政府と国民がいかに過去と現在の日本を正しく認識し、自らとの新たな関係を創り出そうと努めるか、という問題ともかかわっている。このシンポジウムでは、そうした基本認識の下に、日本の「負の過去」に対する日本政府の政策の功罪だけでなく、韓国政府、中国政府、米国政府など、関係国の政府がとってきた対応とあるべき対応の姿、それら諸国のメディアとNGOの役割と責任についても、幅広く議論したい。

【時期と形式】

2005年7月15日(金) 東京から箱根へ移動
箱根ハイランドホテルにて非公開の専門家会議
16日(土) 箱根ハイランドホテルにて非公開の専門家会議
17日(日) 午前中に東京へ移動
14:00-18:00、国連大学ウ・タント会議場において
公開の国際シンポジウム開催

日時: 2005年7月15日(金)、16日(土)、17日(日)

会場: (1) 7月15日～16日 非公開専門家会議 箱根ハイランドホテル

(2) 7月17日 公開シンポジウム 東京青山 国連大学ウ・タント会議場

参加者:

(1)非公開専門家会議 7月15日～16日

- | | | | |
|--------------|------|-------------------|------------------|
| 1 入江昭 | アメリカ | ハーバード大学教授 | 公開シンポも※16日午前から合流 |
| 2 フランク・エルベ | ドイツ | 元ドイツ駐日大使 | 公開シンポも |
| 3 葛剣雄 | 中国 | 復旦大学教授 | 公開シンポも |
| 4 上野千鶴子 | 日本 | 東京大学教授 | 公開シンポも |
| 5 船橋洋一 | 日本 | 朝日新聞コラムニスト | 公開シンポでモデレーター |
| 6 大沼保昭 | 日本 | 東京大学教授 | 公開シンポも |
| 7 マルガリータ・ハマー | オランダ | 事業実施委員会PICN委員長 | |
| 8 李元雄 | 韓国 | 韓国関東大学準教授 | |
| 9 サラ・ソー | アメリカ | サンフランシスコ州立大学準教授 | |
| 10 宋志勇 | 中国 | 南開大学日本研究所 | |
| 11 有馬真喜子 | 日本 | 前国連婦人の地位委員会日本代表 | |
| 12 内海愛子 | 日本 | 恵泉女学園大学教授 | ※15,16日のみ参加 |
| 13 田中明彦 | 日本 | 東京大学教授 | |
| 14 和田春樹 | 日本 | 東京大学名誉教授 | |
| 15 横田洋三 | 日本 | 中央大学教授、国連大学学長特別顧問 | ※15,16日のみ参加 |
| ・ 岡檀 | | アジア女性基金事務局員 | |
| ・ 間仲智子 | | アジア女性基金事務局員 | |

(1)公開シンポジウム 7月17日(日)

- | | | | |
|------------|------|------------|--------|
| 1 入江昭 | アメリカ | ハーバード大学教授 | |
| 2 フランク・エルベ | ドイツ | 元ドイツ駐日大使 | |
| 3 葛剣雄 | 中国 | 復旦大学教授 | |
| 4 上野千鶴子 | 日本 | 東京大学教授 | |
| 5 大沼保昭 | 日本 | 東京大学教授 | |
| ◆ 船橋洋一 | 日本 | 朝日新聞コラムニスト | モデレーター |
| ◆ 村山富市 | 日本 | アジア女性基金理事長 | 閉会挨拶 |

※その他パネリストの皆様には客席最前列にご着席いただきます。議論の流れによってはモデレーターがご発言を求めることがあります。

国際シンポジウム日程

7月15日（金）

10:00	参加者、東京プリンスホテル前よりバスで箱根へ	箱根ハイランドホテル
14:00—20:00	専門家会議	

7月16日（土）

09:00—18:30	専門家会議	箱根ハイランドホテル
-------------	-------	------------

7月17日（日）

08:30	箱根ハイランドホテル発、バスで東京へ	国連大学（ウタント国際会議場）
11:30	国連大学到着	
11:30—13:30	国連大学で、昼食をとりながら打ち合わせ	
14:00—18:00	国際シンポジウム	
18:30—20:30	意見交換会	検討中

◆ 医療福祉支援事業(インドネシア)

間仲

基金総括整理費

1. 事業総括関係経費 54,606千円

(1) 一般広報啓発

新聞などメディア広告

基金ニュース(年2回)

ホームページ管理と更新

刊行物データベース管理と更新

メーリングリスト管理と更新

DM発送用データベース管理と更新

小冊子の作成配布

山崎 原田
山崎 岡
山崎 渡邊
原田 柴田
山崎 間仲、柴田

(2) シンポジウムなど開催経費

シンポジウム「女性に対する暴力(仮)」

報告会

講演会

(渡邊)
渡邊 山崎 ★添付①
渡邊 間仲
岡 渡邊

(3) 次世代フォーラム等開催

日韓学生フォーラム(仮)

原田 渡邊、柴田 ★添付②

2. 国際人権問題等関係経費 17,607千円

(1) 国際人権会議出席等

(岡)

(2) 事業実施国相互往来

フィリピン

韓国

台湾

オランダ

インドネシア

原田 柴田
岡
間仲
間仲

(3) 国際会議・ラウンドテーブル等開催

シンポジウム「過去へのまなざし、未来への構想」

歴史と対話シリーズ(仮)

岡 山崎
原田 柴田 ★添付③

3. 歴史資料整備等関係経費 7,370千円

(1) 償い事業既存資料整備

(渡邊・岡)

資料整備委員会

基金事業の資料整備

全員 ★添付④

(2) 事業関係者による回顧録作成

(和田・原田)

被害当事者や現地関係者からの聞き取り、記録の作成

これまで事業にかかわった関係者による「共同想起」会合、記録の作成

関係者へのインタビュー、記録の作成

★添付⑤

『女性に対する暴力』～二度と繰り返さないために～（仮題）案

シンポジウム等開催経費(630)

【目的】

暴力や性暴力の被害者である女性たちは、被害を受けたその後も長期にわたりPTSD(心的外傷後ストレス障害)に悩まされ続けている。それは、「慰安婦」にされた女性も、我々の身近なところで暴力を受けている女性たちも全く同じである。また、周囲の人からのさげすみの目や無理解が、被害を受けた女性たちを再び傷つけ、心の回復を妨げている。このように、「女性に対する暴力」を容認する社会や人々の意識が、「慰安婦」問題を生み、「慰安婦」にされた女性たちの尊厳を傷つけてきたといえるのではないだろうか。

本分科会・公開シンポジウムでは、「女性に対する暴力」の被害者を支えるためには、被害者本人を支えるだけでなく、男性や若者を含めた一般社会の意識を変えることが不可欠であるという認識に立ち、女性の尊厳を侵害するような行為を二度と繰り返さないために、また、被害を受けた女性たちの心の回復のために、いま、私たちは何をなすべきか、次世代を担う若者たちを交えて考えてみたい。

【準備会】 ■形式：学生の代表と懇談

■目的：分科会を組織する段階から学生が企画に参加。⇒参画意識を高め、学生の関心を把握。

【分科会】 ■形式：3グループ程度の分科会を組織する。メンバーは、ファシリテーター（1名）と学生（5名位）。

■目的：学生たちが、「女性に対する暴力」の問題について考える機会をつくる。

- ・「女性に対する暴力」の本質を理解し、一般社会への意識啓発、教育について討議。
- ・誰に対して、どんな方法で、何を訴えれば効果があるか、具体的な提案をまとめる。

【シンポジウム】 ■対象：一般

■目的：「女性に対する暴力」を二度と繰り返さないために、今後、私たちは何をなすべきか考える。

（第1部）分科会の発表・・・分科会参加者

一般社会への意識啓発、教育について具体的な提案をする。

（第2部）基調講演・・・トラウマ・カウンセリングの専門家

候補者：ジュディス・ハーマン(Judith L. Herman)

「女性に対する暴力」が、被害者与えるトラウマ(心的外傷)とPTSDの問題をとりあげ、その影響の深刻さ、コミュニティーにおける回復の必要性を訴える。

（第3部）パネルディスカッション・・・分科会ファシリテーター、政府関係者、NPO、マスコミ、AWF役員等

本年は、第4回世界女性会議（北京会議）から10年の節目の年である。

日本における「女性に対する暴力」の10年の意識の変遷を振り返りながら、アジア女性基金が果たした役割と成果、残された課題について一般の理解を図るとともに、今後「女性に対する暴力」の問題に対して、政府、国民によるどのような取り組みが必要か考える。

05.6.24

【次世代】

◆公開フォーラム 歴史・対話シリーズ 2001 年度から継続し、シリーズとして 6 回開催してきた。歴史を踏まえ、未来につながる視点と対話交流する態度を獲得するため、人びとが集まり、広がりをつくる場として設定。

日本・ドイツ・韓国（朝鮮）——世界・アジアの戦争と戦後を見つめ、学問・知識と興味・感覚が均衡した対話をし、展望をひらこうとするプログラムとして継続してきた。（シリーズの開催経過は別紙）

〈計画1〉 日韓学生フォーラム・2005（日韓友情年 2005）

——現在を生きる学生が、共通感覚に立つて文化・歴史などを語る

テーマ：

この学生フォーラムは、歴史・過去問題の語り方、体験とメディアと日韓関係、大衆文化次元の日韓関係——とテーマを踏んできた。

さらに今年は、「興味・体験と学・知識」の変化を、身をもって生きている学生たちが集まり、日・韓・アジアの関係の見直しを、行動とメディア・思考の転換として定着させる共同作業（ワークショップ）として計画する。

趣旨・目的：

すでに接近した日韓国民的関係を「政治的・歴史的対立」によって、後退させない直接対話、共同作業の時間と場をもつこととする。

時期・日程：

学生の冬休み期間（12月～2月）。4泊5日前後

参加者：

韓国学生 15 人、日本学生 15 人、「在日」3 人予定

韓国・李元雄教授、日本・横田洋三教授らに選抜依頼

会場：

東京。一部東京以外——山口、京都、奈良、仙台なども候補

構成：

体験と対話

(1) フィールドワーク 新宿大久保、大学訪問・対話など

(2) 公開フォーラム （例・宮崎駿監督、孫正義社長）等

*同時通訳

05.6.24

【国際】

〈計画2〉 計画中

生活・文化でつながるアジア——歴史・過去問題の対立と文化交流の定着

趣旨

「基金」周辺でも、大衆的交流と政治問題とがアジア近隣との間で交錯し、接近と対立が繰り返されてきた。こうした経緯を踏まえて、今日、すでに進んだ文化・スポーツ・旅など交流と往来を重ねた結びつきを後退させず、アジア近隣との関係をより深くし、友好増進に寄与する企画として計画する。

償い事業既存資料整備（案）

償い事業既存資料整備費（001）

I 確認事項

過去3回の資料整備委員会での検討結果に基づいて、次の事項が確認されている。
資料整備の目的は、アジア女性基金の活動の資料を保存し、これらの資料を広く国民に公開し、後世の人々の検討にゆだねるとともに、国内外の研究者の利用に供するものである。

- ① 公開できる資料は、できる限り公開するのが原則である。
- ② 個人情報、被害者のプライバシーに関わる資料は公開しないが、基本的にすべて保存する。
- ③ 非公開の資料を加工し、公開することが必要な情報を救い出す調書を基金内で作成する。
- ④ 保存すべきでない資料は慎重に審議の上、破棄する。

II 作業手順

①資料管理簿の作成（2005年5月～8月）

- ・既存資料の全体像を把握
- ・資料の基本的情報（管理簿A）を入力
- ・問題点を把握 ⇒ 資料整備諮問委員が検討

②ガイドライン作成（2005年9月）

- ・事務局のガイドライン案作成 ⇒ 資料整備諮問委員が、事務局案をもとに資料の取扱い方を検討、決定

③資料管理簿の作成・完成（2005年9月～12月）

- ・ガイドラインに基づき、資料の取扱い方（管理簿B）を作成・入力

④資料の整備を実施（2006年1月～2007年）

- ・資料管理簿に基づいて実施。（マイクロフィルム化、破棄、移管など）

III 資料整備 諮問委員

資料整備委員会を再編し、諮問委員を委嘱する（2005年7月）

- ・役割・・・資料整備について、事務局からあがった諮問事項について助言をする
- ・諮問委員・・・資料整備について、専門的な知識をもつ委員（2～3名）

アジア女性基金事業をふりかえるオーラル・ヒストリー計画

1 趣旨

アジア女性基金の元慰安婦被害者のための償い事業は、2002年9月までに終了しました。女性のための尊厳事業は2005年3月に終了しました。目下残っているのは、インドネシアに対する高齢者社会福祉推進事業で、これが終了する2007年3月にアジア女性基金は全活動を終え、解散することになっています。

このような状況を踏まえ、アジア女性基金の事業をふりかえり、その歴史を記録する「オーラル・ヒストリー」計画を2005年、2006年度で実施することになりました。基金の設立、活動の基本的な骨格づくりにかかわった政府関係者、外務省関係者、基金呼びかけ人、理事などの人々、基金の償い事業に協力していただいた各国の協力者と基金の実務担当者たち、最後に基金の事業をうけた被害者の方々を対象にいたします。これらの人々にインタビューをして、記録をつくり、基本的に公開いたします。

2 方式

A 基金関係者（理事、運営審議会委員、事務局員）が質問者となり、2時間程度インタビューをおこないます。録音を取り、テープおこしをして、語り手本人に内容を点検してもらいます。

B それぞれの国に住む被害者・事業協力者については、基金から関係者が訪問し、インタビューをおこないます。

C それぞれの国に住む被害者については、当該国の信頼できる協力者にインタビューを委託することもできます。

3 質問事項

質問事項は、なにを考え、なにをしたか、客観的に明らかにしていただくことをめざします。事業の成果、獲得物、それを可能にした関係者の努力などについて述べていただくのは当然のこととして、意見の違い、問題の発生などについても、率直に述べていただくようにお願いします。当面は公表できないこともカットせずに話していただき、記録にのこすことをめざします。その場合は記録は公表用のヴァリエーションと非公表保存用のヴァリエーションというふうに二つのヴァリエーションをつくることになります。

4 対象者

対象者を次の三つのグループに分けます。

- ① 基金の設立、活動の基本的な骨格づくりにかかわった人々
 - ② 基金の各国事業に協力してくれた人々、実施した人々
 - ③ 基金の事業をうけた被害者たち
- ①、②については別表にあらわします。

6 質問者

大沼保昭理事、高崎宗司運営審議会委員、和田春樹理事のうち2名
関係があり、希望される理事、運営審議会委員
担当事務職員

6 本年度の実行計画

本年度には計画の過半を達成するようにいたします。

7月にはハマー氏について実施するつもりです。

7～10月には、河野、五十嵐、石原、谷野氏について実施する予定です。

別表1 「オール・ヒストリー」計画聞き取り対象者

1 宮沢内閣関係者

河野洋平 官房長官
石原信雄 官房副長官
谷野作太郎 内閣外政審議室長
東良信 外政審議室審議官

2 村山内閣関係者

村山富市 首相
五十嵐広三 官房長官
虎島和夫 戦後50年プロジェクト座長
上原幸助 同座長
竹村泰子 同従軍慰安婦小委員会委員

3 外務省担当者

池田 維 オランダ大使
梅田邦夫 アジア地域政策課課長
佐藤悟 同上

4 基金協力者

頼浩敏 弁護士
柳本通彦
臼杵敬子
マルガリータ・ハマー オランダ事業実施委員会委員長
ネリア・サンチョ 元リラ・ピリビーナ代表

5 基金関係者

大鷹淑子 副理事長
衛藤済吉 元理事
有馬真喜子 元副理事長
大沼保昭 理事
下村満子 理事
伊勢桃代 元専務理事
横田洋三 運営審議会委員
中嶋滋 元運営審議会委員
高崎宗司 運営審議会委員
林陽子 元運営審議会委員

回顧録進捗状況と今後の計画について

既に終了					備考
A 設立当時の政府関係者	古川貞二郎官房副長官				
B 関係者	関係者	政府関係者	基金役員等	被害者	
C 被害者					
フィリピン	高木健一	比叻	有馬真喜子 林 陽子		
韓国				7人(映像)+十数名	
台湾	賴浩敏 楊本通彦	佐藤元ア地政課長 訪訪元交流協会台北事務所	衛藤清吉 中嶋 滋	8人	すべて映像あり
オランダ					「ハマー委員長」基金 ニュースインタビュー 済
インドネシア					
これから					備考
A 設立当時の政府関係者	河野洋平官房長官 石原信雄官房副長官 谷野作太郎外政室長 村山富市首相 五十嵐広三官房長官 上原幸助 清水澄子 竹村泰子 虎島和夫 広中和歌子 東 良信 美根美樹				
B 関係者	関係者	政府関係者	基金役員等	被害者	
C 被害者					
フィリピン	Lila Pilipina 関係者 ネリア・サンチョ インダイ・サホル	湯下元在フィリピン大使			
韓国	白許敬子 梁運族会会長		中嶋 滋 和田春樹 高崎奈司 金平輝子 野中邦子	約20名?	
台湾			下村満子 大鷹淑子	新規3名+再インタビュー数名 検討	
オランダ	PICNメンバー(会合?)	池田元オランダ大使 富原元在オランダ大使館 松林元在オランダ大使館	山口達男	要検討(ハマー委員長と相談)	
インドネシア					
D 募金者					
E その他					

資料番号 /

平成 16 年度事業報告書

自 平成 16 年 4 月 1 日

至 平成 17 年 3 月 31 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

平成16年度事業報告書

(平成16年4月1日から17年3月31日)

平成16年度の業務は、当初の事業計画に沿って、下記のとおり実施したので報告する。

1. 慣例事業等に関連する業務

- ① 基金設立10年目に当たり、事業の現状報告と基金の今後について、理事長の記者会見
発表要旨広告掲載(中央紙4紙、ブロック紙4紙、政府広報誌(キャビネット))
- ② 事業報告冊子「慰安婦」問題とアジア女性基金(和、英)増刷・配布
- ③ 日韓学生のフォーラム「メディアと体験の日韓関係」開催(8月・東京都渋谷区)
- ④ 国際専門家会議・公開フォーラム道義的責任と和解の実現」開催(1月・東京都渋谷区)
- ⑤ 「日韓協力の新しい街づくり」(東京・新宿発)公開フォーラム開催(3月・東京都新宿区)
- ⑥ その他、台湾事業関係者の記録収録、「対話シリーズ」報告書送付、「だから戦争」、「学生フォーラム」ビデオ作成、実施国訪問(台湾、韓国、インドネシア、フィリピン)

2. 医療・福祉支援等に関する業務

インドネシアの高齢者社会福祉推進事業は、当該政府と基金との覚書に従って実施しているが、平成16年度末累計で41カ所の施設が完成している。

なお、インドネシアの事業は順調に進捗し、2007年3月の事業期限には完了する見込みである。

3. 女性尊厳事業に関する業務

ア. 一般啓発

- ① 基金ニュースの発行(11月8日、3月28日の2回)
- ② 基金事業の啓発広告掲載(年末特別増刊号)

Newsweek

"Asian Women's Fund Redresses Past Wrong and Addresses Current Abuses of Women's Rights"

- ③ ホームページ更新等(随時)

イ. 普及啓発資料作成事業

- ① 支援者マニュアル「DV～家庭という密室で起きている暴力」の冊子原稿作成
- ② 女性尊厳事業報告の小冊子原稿作成
- ③ DV撲滅に関する啓発ポスターの制作・配布

ウ. 講演会等開催

- ① セミナー「高校生の性暴力被害実態」(8月・東京都千代田区)
- ② 「暴力未然防止プログラム学校関係者のためのワークショップ」(6ヶ所:9月・東京都千代田区、町田市、埼玉県飯能市、横浜市、沖縄県那覇市、宮古市)
- ③ 「保健・医療現場におけるDVの早期発見」(9月・愛媛県新居浜市、10月・横浜市、鹿児島市、青森市)
- ④ 「ファシリテーター養成ワークショップ」(11月・東京都渋谷区)
- ⑤ ドメスティック・バイオレンスに関するシンポジウム開催(2ヶ所:2月・大阪市、東京都千代田区)

エ. NGO 支援

国際的視野にたつて、女性の人権問題に関する活動等を行う NGO の当該事業への支援

① 支援 14 団体

② 「NGO 支援事業の総括と提案」委託

オ. 国際会議等

「ケーススタディからみる人身売買被害の現状」について専門家会議及び公開フォーラム開催
(9 月・東京都渋谷区、京都市、大阪府堺市)

カ. 調査研究

① 「在日外国人女性の HIV/AIDS 医療・保健へのアクセス研究」(委託)

② 「武力紛争下における女性の人権」研究会開催

4. その他総務報告

理事会等の開催

理事会

第 74 回 平成 16 年 6 月 16 日

(平成 15 年度事業報告及び収支決算、基金事業プロジェクトチーム構想、
平成 17 年度概算要求骨子 他)

第 75 回 平成 16 年 10 月 27 日

(基金事業の現状と今後についての報告 2005 年 1 月実施、プロジェクト
チーム指名、「今後の事業等の継承」の検討運営審議会へ諮問 他)

第 76 回 平成 16 年 12 月 10 日

(記者会見要旨・PT 案決定 他)

第 77 回 平成 17 年 1 月 13 日

(基金の懸案課題、記者会見 1 月 24 日実施 他)

第 78 回 平成 17 年 2 月 14 日

(平成 17 年度補助金実施計画作成の考え方 他)

第 79 回 平成 17 年 3 月 9 日

(平成 17 年度事業計画及び予算案、任期満了に伴う役員の改選 他)

運営審議会

第 66 回 平成 16 年 11 月 17 日(理事会からの諮問に係る件・初回)

第 67 回 平成 17 年 1 月 17 日(理事会からの諮問に係る件・2 回目)

第 68 回 平成 17 年 3 月 14 日(理事会からの諮問に係る件・3 回目)

理事会・運営審議会合同懇談会

平成 16 年 5 月 18 日(平成 16 年度の事業実施に関し意見聴取 他)

評議員会

第 25 回 平成 16 年 6 月 17 日

(平成 15 年度事業報告及び収支決算の同意の件)

第 26 回 平成 16 年 3 月 23 日

(平成 17 年度事業計画及び収支予算の同意の件、理事等の選任)

基金事業に関するプロジェクトチーム会議

(16.11.9、12.10、12.16、及び 17. 2. 4 計 4 回)

資料番号 2

平成 16 年度収支決算書

自 平成 16 年 4 月 1 日

至 平成 17 年 3 月 31 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

収 支 計 算 書

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(単位 円)

科 目	予算額	決算額	差異	備考
収入の部				
1 基本財産運用収入	1,000	286	714	
2 寄附金収入	24,000	478,652	△ 454,652	
3 医療・福祉支援等事業費収入	0	0	0	
4 国庫補助金収入	211,873,000	195,580,000	16,293,000	
5 雑収入 受取利息	6,000	2,529	3,471	
当期収入合計 (A)	211,904,000	196,061,467	15,842,533	
前期繰越収支差額	272,800,000	275,679,764	△ 2,879,764	
収入合計 (B)	484,704,000	471,741,231	12,962,769	
支出の部				
1 事業費支出	251,627,000	187,221,413	64,405,587	
貸付金支給事業	0	0	0	
医療福祉支援事業等	144,500,000	89,624,344	54,875,656	
女性尊厳事業	107,127,000	97,597,069	9,529,931	
2 運営経費支出	89,534,000	86,732,931	2,801,069	
管理費	84,168,000	80,829,289	3,338,711	
人件費	60,525,000	59,358,399	1,166,601	
事務費	23,643,000	21,470,890	2,172,110	
運営審議会等経費	2,488,000	3,667,635	△ 1,179,635	
海外事情調査経費	2,878,000	2,236,007	641,993	
3 特定預金繰入支出				
退職給与引当預金繰入支出	15,212,000	11,250,000	3,962,000	
5 基本財産繰入支出				
基本財産繰入	0	286	△ 286	
6 予備費	128,331,000	0	128,331,000	
予備費	128,331,000	0	128,331,000	
当期支出合計 (C)	484,704,000	285,204,630	199,499,370	
当期収支差額 (A)-(C)	△ 272,800,000	△ 89,143,163	△ 183,656,837	
次期繰越収支差額 (B)-(C)	0	186,536,601	△ 186,536,601	

正味財産増減計算書

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(単位 円)

科 目	金 額			備 考
増加の部				
1 資産増加額				
退職引当特定預金増加額	11,250,086			
基本財産受入額	286	11,250,372		
増加額合計			11,250,372	
減少の部				
1 資産減少額				
当期収支差額	89,143,163			
什器備品減価償却額	680,815			
什器備品除却額	50,768	89,874,746		
減少額合計			89,874,746	
当期正味財産減少額			78,624,374	
前期繰越正味財産額			321,591,808	
期末正味財産合計額			242,967,434	

計算書類に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

什器備品：定額法による減価償却を実施している。

(2) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金、未収入金、未払金、預り金を含めることにしている。

なお、前期末及び当期末残高は下記3に記載するとおりである。

(3) 消費税等に関する会計処理方法について

税込方式で行っている。

2 基本財産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位 円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期末残高
預 金	28,683,464	286	28,683,750
合計(基本金)	28,683,464	286	28,683,750

3 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期末残高	備考
預金現金	276,518,735	187,384,391	
合 計	276,518,735	187,384,391	
未 払 金	538,215	522,944	
預 り 金	300,756	324,846	
合 計	838,971	847,790	
次期繰越収支差額	275,679,764	186,536,601	

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
什 器 備 品	4,128,600	2,378,146	1,750,454
敷 金	4,374,240		4,374,240
電話加入権	542,150		542,150
合 計	9,044,990	2,378,146	6,666,844

貸借対照表

平成17年3月31日現在

(単位 円)

科 目	金 額			備 考
資産の部				
1 流動資産				
現金預金	187,384,391			
流動資産合計		187,384,391		
2 固定資産				
基本財産				
銀行預金	28,683,750			
基本財産合計	28,683,750			
その他の固定資産				
什器備品	1,750,454			
電話加入権	542,150			
退職給与引当特定預金	21,080,239			
敷金	4,374,240			
その他の固定資産合計	27,747,083			
固定資産合計		56,430,833		
資産合計			243,815,224	
負債の部				
1 流動負債				
未払金	522,944			
預り金	324,846			
流動負債合計		847,790		
負債合計			847,790	
正味財産の部				
正味財産			242,967,434	
(うち基本金)		(28,683,750)		
(うち正味財産減少額)		(78,624,374)		
負債及び正味財産合計			243,815,224	

財産目録
平成17年3月31日現在

(単位 円)

科 目		金 額		
資産の部				
1 流動資産				
預金現金				
現金	現金手許有高	0		
普通預金	UFJ銀行	2,773,789		
郵便貯金	郵政省	3,575,862		
普通預金	横浜銀行	178,886,697		
普通預金	UFJ銀行	808,293		
普通預金	UFJ銀行	1,339,750		
現預金合計		187,384,391		
流動資産合計			187,384,391	
2 固定資産				
(1) 基本財産				
普通預金	UFJ銀行	28,683,750		
基本財産合計		28,683,750		
(2) その他の固定資産				
什器備品	パソコン他	1,750,454		
電話加入権	3514-4071他	542,150		
退職給与引当特定預金	UFJ銀行	21,080,239		
敷金	(有)マニユライフ・プロパ ティース・ジャパン	4,374,240		
その他の固定資産合計		27,747,083		
固定資産合計			56,430,833	
資産合計				243,815,224
負債の部				
1 流動負債				
未払金				
3月分社会保険料負担金他		522,944		
未払金合計		522,944		
預り金				
雇用保険料他		324,846		
流動負債合計			847,790	
負債合計				847,790
正味財産				242,967,434

監 査 報 告

平成 17 年 6 月 16 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
理事長 村 山 富 市 殿

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

監 事

橋 本 豊 (印)

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの会計年度における会計及び業務の監査を行いましたので、その結果を次のとおり報告します。

1、監査方法の概要

- (1) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧、質問などにより、計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事会及びその他の会議に出席し、関係書類の閲覧、理事の報告聴取などにより、業務執行の妥当性を検討した。

2、監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告の内容は適正である。
- (3) 理事の職務に関する不整の事実認められない。

資料番号

3

(参考)

(平成 16 年度収支計算書)

会計別説明資料

収 支 計 算 書

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(単位 円)

科 目	決算額	寄付金経理	拠出金経理	補助金等経理
収入の部				
1 基本財産運用収入	286			286
2 寄附金収入	478,652	478,652		
3 国庫補助金収入	195,580,000			195,580,000
4 雑収入 受取利息	2,529	26	2,078	425
当期収入合計 (A)	196,061,467	478,678	2,078	195,580,711
前期繰越収支差額	275,079,764	5,870,973	269,317,258	491,535
収入合計 (B)	471,741,231	6,349,651	269,319,334	196,072,246
支出の部				
1 事業費支出				
医療福祉支援事業費等	89,624,344		89,624,344	
女性尊厳事業費	97,597,069			97,597,069
2 運営経費支出				
管理費	80,829,289			80,829,289
人件費	59,358,399			59,358,399
事務費	21,470,890			21,470,890
運営審議会等経費	3,667,635			3,667,635
海外事情調査経費	2,236,007			2,236,007
3 特定預金繰入支出				
退職給与引当預金繰入支出	11,250,000			11,250,000
4 基本財産繰入支出				
基本財産繰入	286			286
当期支出合計 (C)	285,204,630	0	89,624,344	195,580,286
当期収支差額 (A)-(C)	△ 89,143,163	478,678	△ 89,622,266	425
次期繰越収支差額 (B)-(C)	186,536,601	6,349,651	179,694,990	491,960

正味財産増減計算書

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(単位 円)

科 目	決算額	寄付金経理	拠出金経理	補助金等経理
増加の部				
Ⅰ 資産増加額				
退職給与引当預金増加額	11,250,085	0	0	11,250,086
基本財産受入額	286	0	0	286
増加額合計	11,250,372	0	0	11,250,372
減少の部				
Ⅰ 資産減少額				
当期収支差額	89,143,163	△ 478,678	89,622,266	△ 425
什器備品減価償却額	680,815	0	0	680,815
什器備品除却額	50,768	0	0	50,768
減少額合計	89,874,746	△ 478,678	89,622,266	731,158
当期正味財産減少額	78,624,374	△ 478,678	89,622,266	△ 10,519,214
前期繰越正味財産額	321,591,808	5,870,973	269,317,256	46,403,579
期末正味財産合計額	242,967,434	6,349,651	179,694,990	56,922,793

計算書類に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

什器備品：定額法による減価償却を実施している。

(2) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金、未収入金、未払金、預り金を含めることにしている。

なお、前期末及び当期末残高は下記3に記載するとおりである。

(3) 消費税等に関する会計処理方法について

税込方式で行っている。

2 基本財産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位 円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期末残高
預 金	28,683,464	286	28,683,750
合計(基本金)	28,683,464	286	28,683,750

3 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期末残高	備考
預金現金	276,518,735	187,384,391	
合 計	276,518,735	187,384,391	
未 払 金	538,215	522,944	
預 り 金	300,756	324,846	
合 計	838,971	847,790	
次期繰越収支差額	275,679,764	186,536,601	

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
什 器 備 品	4,128,600	2,378,146	1,750,454
敷 金	4,374,240		4,374,240
電話加入権	542,150		542,150
合 計	9,044,990	2,378,146	6,666,844

平成17年3月31日現在

(単位 円)

科 目	決算額	寄付金経理	拠出金経理	補助金等経理
資産の部				
1 流動資産				
現金預金	187,384,391	6,349,651	179,694,990	1,339,750
流動資産合計	187,384,391	6,349,651	179,694,990	1,339,750
2 固定資産				
基本財産				
銀行預金	28,683,750	0	0	28,683,750
基本財産合計	28,683,750	0	0	28,683,750
その他の固定資産				
什器備品	1,750,454	0	0	1,750,454
電話加入権	542,150	0	0	542,160
退職給与引当特定預金	21,080,239	0	0	21,080,239
敷金	4,374,240			4,374,240
その他の固定資産合計	27,747,083	0	0	27,747,083
固定資産合計	56,430,833	0	0	56,430,833
資産合計	243,815,224	6,349,651	179,694,990	57,770,583
負債の部				
1 流動負債				
未払金	522,944	0	0	522,944
預り金	324,846	0	0	324,846
流動負債合計	847,790	0	0	847,790
負債合計	847,790	0	0	847,790
正味財産の部				
正味財産	242,967,434	6,349,651	179,694,990	56,922,793
(うち基本金)	28,683,750	0	0	28,683,750
(うち正味財産減少額)	78,624,374	△ 478,678	89,622,266	△ 10,519,214
負債及び正味財産合計	243,815,224	6,349,651	179,694,990	57,770,583

平成17年3月31日現在

(單位 F)

科 目	決算額	寄付金経理	奨励金経理	補助金等経理
資産の部				
1 流動資産				
預金現金				
現金 手許有高	0			0
普通預金 (寄附金収支口座) UFJ銀行	2,773,789	2,773,789		
郵便振替 (寄附金受入口座) 郵政公社	3,575,862	3,575,862		
普通預金 (拠出金口座) 横浜銀行	178,886,697		178,886,697	
普通預金 (拠出金口座) UFJ銀行	808,293		808,293	
普通預金 (補助金口座) UFJ銀行	1,339,750			1,339,750
現預金合計	187,384,391	6,349,651	179,694,990	1,339,750
流動資産合計	187,384,391	6,349,651	179,694,990	1,339,750
2 固定資産				
(1) 基本財産				
普通預金 UFJ銀行	28,683,750			28,683,750
基本財産合計	28,683,750	0	0	28,683,750
(2) その他の固定資産				
什器備品 パソコン他	1,750,454			1,750,454
電話加入権 3514-4071他	542,150			542,150
退職給与引当特定預金 UFJ銀行	21,080,239			21,080,239
敷金 (有)マニユライフ・プロパティーズ・ジャパン	4,374,240			4,374,240
その他の固定資産合計	27,747,083	0	0	27,747,083
固定資産合計	56,430,833	0	0	56,430,833
資産合計	243,815,224	6,349,651	179,694,990	57,770,583
負債の部				
1 流動負債				
未払金				
3月分社会保険料負担金他	522,944			522,944
未払金合計	522,944	0	0	522,944
預り金				
雇用保険料他	324,846			324,846
流動負債合計	847,790	0	0	847,790
負債合計	847,790	0	0	847,790
正味財産	242,967,434	6,349,651	179,694,990	56,922,793

監 査 報 告

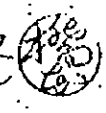
平成 17 年 6 月 6 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

理事長 村 山 富 市 殿

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

監 事

梶 本 豊 

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの会計年度における会計及び業務の監査を行いましたので、その結果を次のとおり報告します。

1、監査方法の概要

- (1) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧、質問などにより、計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事会及びその他の会議に出席し、関係書類の閲覧、理事の報告聴取などにより、業務執行の妥当性を検討した。

2、監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告の内容は適正である。
- (3) 理事の職務に関する不整の事実は認められない。

資料番号 4
部内資料

平成 16 年度財務諸表附属参考資料

自 平成 16 年 4 月 1 日
至 平成 17 年 3 月 31 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

国庫補助金収入明細表

平成16年度

(単位 円)

科目	内訳	金額	入金年月日	備考
国庫補助金収入	第1期分	34,897,000	平成16年5月18日	外務省
	第2期分	74,585,000	平成16年7月16日	//
	第3期分	44,281,000	平成16年11月10日	//
	第4期分	41,817,000	平成17年3月30日	//
合計		195,580,000		

寄附金収支調べ(平成16年度)

平成17年3月31日現在
(単位:円)

区分	寄附金収入			利息収入			収入合計 (A+B)=(C)	支出 (D)	差引預貯金 残額
	銀行口座	郵便振替	合計(A)	銀行口座	郵便振替	合計(B)			
前年度末累計	560,310,430	3,145,842	563,456,272	2,499,447	870	2,500,317	565,956,589	570,085,616	△ 4,129,027
平成16 4	3,632	18,500	22,132				22,132		△ 4,106,895
5		18,371	18,371				18,371		△ 4,088,524
6		103,380	103,380				103,380		△ 3,985,144
7		17,235	17,235				17,235		△ 3,967,909
8		203,500	203,500	13		13	203,513		△ 3,764,396
9		3,500	3,500				3,500		△ 3,760,896
10	30,000	28,730	58,730				58,730		△ 3,702,166
11	10,000	3,400	13,400				13,400		△ 3,688,766
12		19,330	19,330				19,330		△ 3,669,436
平成17 1		6,358	6,358				6,358		△ 3,663,078
2	5,000	4,316	9,316	13		13	9,329		△ 3,653,749
3		3,400	3,400				3,400		△ 3,650,349
当期計	48,632	430,020	478,652	26	0	26	478,678	0	478,678
当期末累計	560,359,062	3,575,862	563,934,924	2,499,473	870	2,500,343	566,435,267	570,085,616	△ 3,650,349
								(285名分)	

注1 不足額は基本財産の一部を充当

(不足額)

$$10,000,000 - 3,650,349 = 6,349,651$$

U F J 銀行	2,773,789
郵便振替	3,575,862
合 計	6,349,651

未 払 明 細 表

平成16年度

単位:円

区 分		金 額	未 払 先	発生年月日	精算年月日	備 考
補助金						
基金運営	人件費 庁 費	351,172	社会保険庁	H17.3.31	H16.4.30	社会保険料(3月分)
		140,670	東京四社	H17.3.31	H17.4.6	外資代(2月分)
		24,412	佐川急便	H17.3.31	H16.4.14	宅配便(3月分)
		1,260	ニフイ	H17.3.31	H17.4.20	インターネット(2月分)
		5,430	日本郵政公社	H17.3.31	H16.4.20	後納郵便料(3月分)
計		522,944				

預かり金明細表

平成16年度

単位:円

区 分	金 額	精算年月日	備 考
預かり金	256,231	平成17年5月	雇用保険 (H. 16. 4～ H. 17. 3)
預かり金	68,615	平成17年4月	社会保険被保険者負担伊勢分 (H. 16. 3月分)
計	324,846		

固定資産台帳・減価償却費明細書

(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)

償却方法:定額
(単位:円)

資産名	数量	取得年月	取得価格	残存価格	耐用 年数	使用月数 償却率	期首簿価	期中増加	期中減少	除却年月	普通償却額	特別償却額	期末簿価	償却累計額
1 両袖机(理事長)MC 220-01731	1	7,07	314,150	31,415	8	0.125	4,917	0	4,917				0	0
2 肘掛回転椅子(理事長) CR-G377K0	1	7,07	226,600	22,660	8	0.125	3,545	0	3,545				0	0
3 マッキントッシュ 8600-250	1	10,3,30	464,100	46,410	6	0.166	42,306	0	42,306				0	0
4 パーナルコンピューター 富士通C7/100L	6	13,4,30	1,746,000	174,600	6	0.166	963,444	0			260,852		702,592	1,043,408
5 パーナルコンピューター 富士通C685LB	1	13,4,30	291,000	29,100	6	0.166	160,575	0			43,475		117,100	173,900
6 複写機 'コニーマジックMF7070	1	14,3,31	1,785,600	178,560	5	0.200	1,116,000	0			321,408		794,592	991,008
7 複写機 'コニーミニッシャーSR31	1	14,3,31	306,000	30,600	5	0.200	191,250	0			55,080		136,170	169,830
合 計			(1,004,850) 4,128,600	513,345			2,482,037		50,768		680,815		1,750,454	2,378,146

(注) 取得価格の上段()は、当期除却分外数である。

残 高 証 明 書

〒102-0074

東京都 千代田区
九段南 2丁目7番6号
相互九段南ビル

平成17年 3月31日現在における

お取引残高は、下記のとおりで
あることを証明いたします。

平成17年 4月 4日

(財) 女性のためのアジア平和国民基金 様

株式会社 U D J 銀行

B322000034041

176 300

40-0001

東京公務部

電話 (03) 3502-3341

全 1 ページ中 1 ページ目

科 目	口座番号	金 額	基準日現在で 決済未済の他店券等
普 通 預 金	1006508	補助金口座 ¥1,339,750※	おひき 847,790 利息 49,1960
普 通 預 金	1006516	寄付金口座 ¥2,773,789※	
普 通 預 金	1006524	¥0※	
普 通 預 金	1006573	基本財産口座 ¥28,683,750※	
普 通 預 金	1006755	退職手当引当口座 ¥21,080,239※	
		以 下 余 白	
		53,877,528	

(この証明書の金額は訂正いたしません) 同文の証明書 1 通の内第 1 号

R0003404

ナB232274

郵便振替口座残高証明書

口座番号	00180-3-71164
------	---------------

加入者名	財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
------	----------------------

平成17年 3月31日現在の口座現在高

***** 3,575,862円

上記のとおり証明します。

平成17年 4月 1日
東京貯金事務センター

51

No. _____

残高証明書

東京都千代田区九段南2丁目7-6 (相互九段南ビル)
)

平成17年04月01日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金 様

株式会社 横浜 銀
東京支店



医療・福祉支援事業

平成17年03月31日現在の預金残高であることを証明いたします。

合計残高	¥178,886,697
------	--------------

種 類	金 額	摘 要
普通預金	¥178,886,697	
	以下余白	

ご注意 この証明書の金額は訂正しません。

①②

179,694,990,-

Q

殘 高 証 明 書

平成 17 年 3 月 31 日現在における

お取引残高は、下記のとおりで
あることを証明いたします。

平 成 17 年 4 月 4 日

[illegible]

1 7 6 3 3 2

00-0001

虎ノ門 支店

電話 (03) 3591-3331

全 1 ページ中 1 ページ目

[illegible]

(この証明書の金額は訂正いたしません) 同文の証明書 1 通の内第 1 号

R0003428

7B 232296

平成16年度女性アジア平和友好活動事業費等補助金に係る執行額報告書（第4四半期）

17.3.31
決算

区 分	予算現額 (A)	既交付額 (B)	前期末支出済額 累計 (C)	当期支出済額 (D)	支出済額累計 (E) = (C+D)	対交付済額 (F) = (B-E)	対予算現額 (G) = (A-E)
I 運営経費	104,579,000	104,579,000	67,538,996	30,443,935	97,982,931	6,596,069	6,596,069
1 人件費	75,737,000	75,737,000	47,535,055	23,073,344	70,608,399	5,128,601	5,128,601
2 諸謝金	832,000	832,000	440,000	470,000	910,000	△ 78,000	△ 78,000
3 旅費	3,747,000	3,747,000	2,828,550	571,040	3,399,590	347,410	347,410
4 庁費	24,263,000	24,263,000	16,735,391	6,329,551	23,064,942	1,198,058	1,198,058
II 女性専従事業費	91,001,000	91,001,000	44,327,210	53,269,859	97,597,069	△ 6,596,069	△ 6,596,069
1 諸謝金	5,200,000	5,200,000	2,339,000	2,361,400	4,700,400	499,600	499,600
2 旅費	12,812,000	12,812,000	6,545,511	5,856,481	12,401,992	410,008	410,008
3 庁費	72,989,000	72,989,000	35,442,699	45,051,978	80,494,677	△ 7,505,677	△ 7,505,677
合 計	195,580,000	195,580,000	111,866,206	83,713,794	195,580,000	0	0

(単位:円)

区 分	予算額 (A)	既交付額 (B)	前期末支出済額 累計 (C)	当期支出済額 (D)	支出済額累計 (E) = (C+D)	对交付済額 (F) = (B-E)	对予算現額 (G) = (A-E)
I 運営経費	104,579,000	104,579,000	67,538,996	30,443,935	97,982,931	6,596,069	6,596,069
1 一般事務費	99,213,000	99,213,000	63,377,264	28,702,025	92,079,289	7,133,711	7,133,711
(1) 人件費	75,737,000	75,737,000	47,535,055	23,073,344	70,608,399	5,128,601	5,128,601
① 職員給与	53,621,000	53,621,000	43,160,241	9,631,353	52,791,594	829,406	829,406
② 社会保険料	6,904,000	6,904,000	4,374,814	2,191,991	6,566,805	337,195	337,195
③ 退職手当積立金	15,212,000	15,212,000	0	11,250,000	11,250,000	3,962,000	3,962,000
(2) 旅費	65,000	65,000	0	0	0	65,000	65,000
(3) 庁費	23,411,000	23,411,000	15,842,209	5,628,681	21,470,890	1,940,110	1,940,110
2 運営審議会等経費	2,488,000	2,488,000	1,925,725	1,741,910	3,667,635	△ 1,179,635	△ 1,179,635
(1) 諸謝金	832,000	832,000	440,000	470,000	910,000	△ 78,000	△ 78,000
(2) 旅費	1,031,000	1,031,000	594,240	571,040	1,165,280	△ 134,280	△ 134,280
(3) 庁費	625,000	625,000	891,485	700,870	1,592,355	△ 967,355	△ 967,355
3 海外事情調査費	2,878,000	2,878,000	2,236,007	0	2,236,007	641,993	641,993
(1) 諸謝金	0	0	0	0	0	0	0
(2) 旅費	2,651,000	2,651,000	2,234,310	0	2,234,310	416,690	416,690
(3) 庁費	227,000	227,000	1,697	0	1,697	225,303	225,303

区 分	予算現額 (A)	既交付額 (B)	前期末支出済額 累計 (C)	当期支出済額 (D)	支出済額累計 (E) = (C+D)	交付済額 (F) = (B+E)	予算残額 (G) = (A-E)
II 女性尊厳事業費							
1 啓発事業費							
(1) 一般啓発経費							
① 庁費	91,001,000	91,001,000	44,327,210	53,269,859	97,597,069	△ 6,596,069	△ 6,596,069
(2) 普及啓発資料作成事業経費							
① 諸謝金	59,268,000	59,268,000	34,208,512	37,941,309	72,149,821	△ 12,881,821	△ 12,881,821
② 庁費	37,862,000	37,862,000	21,503,020	30,691,826	52,194,846	△ 14,332,846	△ 14,332,846
(3) 講演会等開催経費							
① 諸謝金	37,862,000	37,862,000	21,503,020	30,691,826	52,194,846	△ 14,332,846	△ 14,332,846
② 普及啓発資料作成事業経費	9,689,000	9,689,000	3,716,403	4,414,073	8,130,476	1,558,524	1,558,524
③ 諸謝金	240,000	240,000	0	774,000	774,000	△ 534,000	△ 534,000
④ 庁費	9,449,000	9,449,000	3,716,403	3,640,073	7,356,476	2,092,524	2,092,524
(4) 講演会等開催経費							
① 諸謝金	11,717,000	11,717,000	8,989,089	2,835,410	11,824,499	△ 107,499	△ 107,499
② 旅費	1,620,000	1,620,000	1,383,000	300,000	1,683,000	△ 63,000	△ 63,000
③ 庁費	2,533,000	2,533,000	3,047,165	337,160	3,384,325	△ 851,325	△ 851,325
(5) 講演会等開催経費							
① 諸謝金	7,564,000	7,564,000	4,558,924	2,198,250	6,757,174	806,826	806,826
② 旅費	20,741,000	20,741,000	9,455,911	9,877,225	19,333,136	1,407,864	1,407,864
③ 庁費	7,216,000	7,216,000	1,678,177	3,449,840	5,128,017	2,087,983	2,087,983
(6) NGO支援経費							
① 諸謝金	240,000	240,000	110,000	60,000	170,000	70,000	70,000
② 旅費	0	0	45,320	0	45,320	△ 45,320	△ 45,320
③ 庁費	6,976,000	6,976,000	1,522,857	3,389,840	4,912,697	2,063,303	2,063,303
(7) 国際会議等経費							
① 諸謝金	13,525,000	13,525,000	7,777,734	6,427,385	14,205,119	△ 680,119	△ 680,119
② 旅費	810,000	810,000	816,000	215,000	1,031,000	△ 221,000	△ 221,000
③ 庁費	7,401,000	7,401,000	3,241,376	3,521,536	6,762,912	638,088	638,088
(8) 講演会等開催経費							
① 諸謝金	5,314,000	5,314,000	3,720,358	2,690,849	6,411,207	△ 1,097,207	△ 1,097,207

区 分	予算現額 (A)	既交付額 (B)	前期末支出済額 累計 (C)	当期支出済額 (D)	支出済額累計 (E) = (C+D)	对交付済額 (F) = (B-E)	対予算現額 (G) = (A-E)
3 調査研究事業	10,992,000	10,992,000	662,787	5,451,325	6,114,112	4,877,888	4,877,888
(1) 女性専攻調査研究経費	4,437,000	4,437,000	107,637	1,075,400	1,183,037	3,253,963	3,253,963
① 諸謝金	1,720,000	1,720,000	30,000	652,400	682,400	1,037,600	1,037,600
② 旅費	102,000	102,000	0	0	0	102,000	102,000
③ 庁費	2,615,000	2,615,000	77,637	423,000	500,637	2,114,363	2,114,363
(2) 歴史教訓資料整備等経費	6,555,000	6,555,000	555,150	4,375,925	4,931,075	1,623,925	1,623,925
① 諸謝金	570,000	570,000	0	360,000	360,000	210,000	210,000
② 旅費	2,776,000	2,776,000	211,650	1,997,785	2,209,435	566,565	566,565
③ 庁費	3,209,000	3,209,000	343,500	2,018,140	2,361,640	847,360	847,360
合 計	195,580,000	195,580,000	111,866,206	83,713,794	195,580,000	0	0

アジア女性基金呼びかけ人、理事、評議員、運営審議会委員の皆さま

拝啓 時下ご清祥のこととお慶び申し上げます。

すでにご承知のとおり、基金は2007年3月に解散することになっております。基金はこの残る二年間に基金が発足以来行ってきた事業を国民の皆様にご報告し、将来に残された課題を皆様と考えたいと思っております。

こうした目的で基金はこの二年間にさまざまな報告会その他の事業を行いますが、その中核となる事業のひとつとして、本年7月17日（日）午後2時より6時まで国連大学ウ・タント国際会議場において、「過去へのまなざし、未来への構想—政府、メディア、NGOの戦後責任と日本の未来—」という国際シンポジウムを、朝日新聞社の後援を得て開催いたします。このシンポジウムには、中国、ドイツからの参加者をはじめ、日本の戦後責任に関するパネリストが、「慰安婦」問題をふくめた日本の戦争責任・戦後責任と日本の未来を語り合います。

幸い反響は大きく、朝日新聞が開催告知を掲載した初日から申し込みが相次ぎ、すでに会場の一般席は満席となりました。このほかに、会場に特別席を用意し、この機会にお越しいただきたい有識者、ジャーナリスト、これまで基金事業をさまざまな形で支援してくださった方などをご招待するため、ご案内状の送付を準備しているところです。

このシンポジウム翌日の7月18日は、10年前に呼びかけ人の皆さまが「呼びかけ文」を、当時首相であったわたくしが「ごあいさつ」を発表した、基金にとって歴史的な日であります。記念すべき節目のシンポジウムですので、これまでひとかたならぬご尽力をいただきました呼びかけ人、理事、評議員、運営審議会委員の皆さまに是非ご出席を賜り、10年間のあゆみを振り返る機会ともさせていただきます。

なお、皆様の周りにこの10年間拠金その他の形で基金の活動をご支援くださった方がおられることと存じます。そういった方々にもご出席いただきたく、お名前とご連絡先をお知らせいただければ幸いです。事務局よりその方々へ宛ててご案内状を送付させていただきます。

敬具

平成17年6月24日

財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

理事長 村山富市

アジア女性基金●国際シンポジウム

第二次大戦終結後60年、そしてアジア女性基金が発足後10年を迎える今年、**「負の過去」**を含む日本の近現代の歴史とそれを踏まえた未来のあり方を考え、論じ合い、日本の市民と分かち合うことを目的に、国際シンポジウムを開催します。本シンポジウムは、「慰安婦」問題を含む戦争責任と植民地支配責任の問題を、現在と未来の公共性の問い手として、政府、NGOとメディアを共通の土俵で取り上げ、戦後こうした問題に取り組んできた(あるいは来なかった)これらの主体の政策や行動、報道を再検討したいと思います。そうした視点から、日本の過去と直接のかかわりをもつアジア諸国からのまなざしを受け止めると共に、諸国のさまざまな償い、補償、和解のプロセスから学び、考えることによって、取り返しのつかない過去をいかに未来を生きる上での教訓とすべきかを思索し、アジアの共通の利益という観点から今後の行動につなげていく、そういう機会にしたいと願っています。多くの方々のご参加を期待します。

The aim of the symposium is to examine Japan's "past legacies," including the issues of "comfort women," wartime responsibilities and colonialism. We will address how post-war Japan has confronted its past and will use this as a basis to discuss Japan's future in the international community, particularly within the context of Asia. By studying the reconciliation, compensation and atonement processes of countries bearing "past legacies," the symposium will debate how Japan should learn from its past to behave in future and to find ways to coexist with the rest of the world.

過去へのまなざし、未来への構想

政府、メディア、NGOの戦後責任と日本

Looking Back to the Past, Thinking for the Future

Postwar Responsibilities of the Government, Media and NGOs and Japan's Future

■パネリスト Panelists

入江 昭(ハーバード大学教授、歴史学) IRIYE Akira (Professor, Harvard University-USA)

上野 千鶴子(東京大学教授、女性学・ジェンダー論) UENO Chizuko (Professor, Tokyo University)

フランク・エルベ(元ドイツ駐日大使) ELBE Frank (Former Ambassador of Germany to Japan)

大沼 保昭(東京大学教授、国際法) ONUMA Yasuaki (Professor, Tokyo University)

葛劍雄(中国・復旦大学教授、日中関係史) GE Jiangxiong (Professor, Fudan University-China)

■モデレーター Moderator

船橋 洋一(朝日新聞コラムニスト) FUNABASHI Yoichi (Columnist of Asahi Newspaper)

■主催者挨拶 Address by President of Asian Women's Fund

村山 富市(元内閣総理大臣、アジア女性基金理事長) MURAYAMA Tomichi (Former Prime Minister of Japan)

参加無料
ADMISSION FREE

日時: 2005年 **7月17日**(日) **14:00-18:00**

会場: **国連大学ウ・タント国際会議場** ●日本語・英語・中国語の同時通訳
東京都渋谷区神宮前5-53-70 JR渋谷駅より徒歩8分、表参道駅B2出口より徒歩5分

主催: 財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)
ASIAN WOMEN'S FUND

102-0074東京都千代田区九段南2-7-6 TEL:03-3514-4071 FAX:03-3514-4072

E-mail: moka@awf.or.jp HP: <http://www.awf.or.jp>

後援: 朝日新聞社 supported by Asahi Newspaper

参加者プロフィール(以下、50音順)



入江 昭 IRIYE Akira

米国ハーバード大学歴史学部教授。日米関係史を中心にした外交史の世界的権威。「二十世紀の戦争と平和」「新・日本の外交・地球化時代の日本の外交」「日中関係この百年」ほか、著書・論文多数。



上野 千鶴子 UENO Chizuko

東京大学大学院人文社会系研究科・文学部教授。ジェンダー&セクシュアリティ研究の第一人者として、つねに明晰かつシャープな語り口で日本のフェミニズム論をリードしている。「ナショナリズムとジェンダー」「戦争が遺したもの」「当事者主権」ほか、著書・論文多数。



フランク・エルベ ELBE Frank

元ドイツ大使。長年にわたり、ゲンシャー外相の大臣室長、外務省政策企画局長などを務めた。駐インド、日本、ポーランド、スイス大使を歴任。東西ドイツ統一交渉に携わり、また、ポーランドとドイツの歴史的和解に貢献した。

大沼 保昭 ONUMA Yasuaki

東京大学大学院法学政治学研究科教授。専門は国際法。戦争/戦後責任、在日朝鮮・朝鮮人問題、サハリン残留朝鮮人問題などに積極的に取り組み組んできた。アジア女性基金呼びかけ人および理事。「東京裁判から戦後責任の思想へ」「人権、国家、文明」ほか、著書・論文多数。

葛剣雄 GE Jianxiong

中国・復旦大学教授。同大学歴史地理研究所主任。歴史をあくまでひとつの科学と見なし、政治的な場面で扱われることに異を唱える。「世界の中の中国」「中国の歴史-日本にとって中国とは何か」「中国人口史」ほか、著書・論文多数。

モデレーター

船橋 洋一 FUNABASHI Yoichi

朝日新聞社コラムニスト。北京特派員、ワシントン特派員、本社経済部次長、編集委員を経てアメリカ総局長を務め、98年より現職。法学博士。「歴史和解の旅」「日本の戦争責任をどう考えるか」(編著)「いま、歴史問題にどう取り組むか」(編著)「同盟を考える-国々の生き方」ほか、著書多数。

主催者挨拶

村山 富市 MURAYAMA Tomiichi

アジア女性基金理事長。元内閣総理大臣



撮影・首藤幹夫



本シンポジウム前日の専門家会議に、上記パネリストに加え、出席する方々

有馬 真喜子(前国連婦人の地位委員会日本代表)、李元雄(韓国・関東大学教授)、内海 愛子(恵泉女学園大学教授)、サラ・ソー(米国・サンフランシスコ州立大学準教授)、宋志勇(中国・南開大学日本研究院副院長)、田中 明彦(東京大学教授)、マルガリータ・ハマー(オランダ・PICN委員長)、横田 洋三(中央大学教授、国連大学学長特別顧問)、和田 春樹(東京大学名誉教授)

関係資料

新聞切り抜き
「慰安婦」・戦後問題関連
1--84

新聞切り抜き
女性・人権問題関連
85--88

AWF関連
89-90

「河野談話」の放置は決して許されない

速やかに近隣諸国の誤解解消を

元朝鮮総督府通達局長 ●大正十一年二月 ●大師堂 経慰

はじめに

慰安婦問題についての「河野談話」が公表（平成五年八月）されてから、やがて十二年になる。「河野談話」が、どんなに世界に誤解を解き散らし、それがどんなに日本を傷つけ、どんなに日本を貶める結果をもたらしているか。事例は数多くあるが、取りあえず二例を挙げて論を進めたい。

リー・クワン・ユー元シンガポール首相は、四二（昭和十七）年一月、シンガポールに連降した日本軍を十八歳の青年として慰養しているが、軍隊に続いて多くの慰安婦が来たのを見て、日本軍は現実的に実用的なことをするものだ、これがレイプの抑止に役立ったと述べている。しかし、それに続いて「日本政府が軍隊の必要に応じるため、朝鮮人、中国人、フィリピン人の女性を誘拐し、強制連行したことを当時は知らなかった」と懸念、強制連行を事実と信じて、疑念をも

つていながらも述べている（回顧録、九八『平成十一年上巻』（I did not then know that the Japanese Government had kidnapped and coerced Korean, Chinese and Filipino women to cater to the needs of the Japanese troops at the war front in China and Southeast Asia.）（Memoirs of LEE KUAN YEW [The Singapore Story] p.59）。

韓国では慰安婦問題となるが、うつもトラア仕立てで「平和で、のどかな農村」である田、数千人日本軍が暮らすと述べて

無垢な娘達を無理やり軍用トラックに押し込んで連れ去り、慰安婦にした」というイメージがマスコミで繰り返され、これが独り歩きして、それ以外のイメージは存在しないようになっている、という。このイメージが正しいか、どうか、という本能的な事実関係を改めて問うても「日本政府も認めたではないか。いまでも向だ」と相手にしてくれない、このことである（産経新聞、平成九年四月三十日夕刊）。

これらは間違いない誤解であり、日本の名譽を傷つけ、日本を貶める結果をもたらしている。これは向がもとで、誰の責任なのか。率直に言えば、平成四年一

月の朝日新聞の報道と、これに対する対応を誤った宮内省の措置、そしてこれを受け續いて纏め上げた平成五年八月の「河野談話」が招いた誤解である。

これら海外での誤解と、それによって傷つけられた日本の名譽について、当時の河野洋平元官房長官、政府の最高責任者であった宮沢喜一元首相、事務方の責任者であった谷野作太郎元外政審議室長、そして朝日新聞はどうお考えだろうか。もしも、この問題についての責任がこ理解頂けたなら、速やかに具体策を現政府に提示して、誤解解消のための実効のある措置を取り進めて頂きたい。この問題について、一般的には「河野談話」が間違っていることを立証すれば十分で、あとは自動的に政府が善処してくれるとの思いで関係者は作業を取り進めてきたのではないだろうか。しかし、間違いを立証しても政府は知らぬ顔である。

「河野談話」が間違っていたこと、強制連行はなかったことは、学者、近代史研究家などの研究、検証、国会審議、当

時の責任者の一人であった石原信雄元宮内省の証言などによっても明らかになっている。平成九年に入ってから朝日新聞ですら「軍による強制連行」の主張を取り下げるに至っている。だが、「河野談話」の核心である「強制連行」についての論議はここで止まったままになっているのが現状である。我々が留意せねばならないのは論議の焦点がすり替えられているのに、それに乗せられてしまっていることだ。我々は冒頭に挙げた二例に見るような「強制連行はあったのか、なかったのか」という事実関係の検証を問題にしているのである。「強制連行」の汚名が日本を傷つけ、日本が貶められている現状を問題にしているのに、「強制連行」があったのか、なかったのかの論議を属において、「事実移送」管理を通してみれば、そこに強制性があった」と強制性を問題にしたり、「女性の尊厳を傷つけた」と論じたり、「戦地にあった慰安所」の存在そのものを問題にしたりして、「強制連行があったのか、

大師堂 経慰氏 大正六年（一九一七年）朝鮮生まれ。昭和十六年十二月、東京大経済卒。朝鮮総督府入府、機務局事務官の時終戦。引き揚げ後、商工（現経産）省入省。昭和二十四年、広島通商局商工部長で退官。日本合成ゴム（現JSR）入社。常務、専務、子会社役員等を務め昭和五十八年退社。著書に「慰安婦強制連行はなかった」（産経社）。

つた「河野談話」の放置は決して許されない

なかつたのか」の論議を起している。「従軍慰安婦」についての最大の問題点は強制連行を認めたことである。これが日本の二例のうちに世界に誤解を招き散らし日本の名誉を傷つけていることである。「強制連行」や「戦地にあった慰安所」の問題は「強制連行」があつたか、なかつたかとは別の問題であり、それはそれで、別に検討のいくまで議論を尽くすべき。

「強制連行」があつたか、なかつたかは事実認定の問題であり、人生観や歴史観で変わる余地のないものである。事実を検証し、証人の証言と裏付け資料によって認定できる問題である。「河野談話」には、明らかに事実誤認がある。

政府は類聚を繰り返しているが、海外では「河野談話」を「日本政府が強制連行を公認した」と認識されている。これが独り歩きして、いまや「河野談話」はそれ自体が強制連行の証拠とされ、さらに「河野談話」の存在は日本政府による事実関係の調査をさえ阻み、政

府関係者の政策決定のための経路を塞いでいる。「河野談話」公表までの経緯、その放置の許されぬ現状を明らかにしたい。

一、「河野談話」公表までの経緯

1. 最初の対応の遅い

いま考えれば平成四年一月、「八万とも二十万ともいわれる朝鮮人女性を挺身隊にするため、挺身隊の名で強制連行した」という新聞報道に際した宮沢内閣が報道の根拠や事実関係の検証、確認も行わずに謝罪を表明したことが、この問題の処理を誤ることになった原因であつた。経緯は次の通りである。

①九二（平成四）年一月十一日、朝日新聞は慰安婦について、「太平洋戦争に入ると、主として朝鮮人女性を挺身隊の名で強制連行した。その数は八万とも二十万ともいわれる」と報じた。

②この報道に際した宮沢内閣は、報道

の事実や事実関係の検証、確認を怠り、謝罪するに止め、慰安婦問題の二日後、即ち一月十三日には河野蔵相が官公庁記者会見を發表した。

③その直後に朝鮮人慰安婦問題は、十七日の盧泰愚大統領との会談で海軍と自衛隊に八回も言及し、同日入庁して行われた閣内記者会見との会談では「あつたことば、あつたこととして、次のシエネー・ムンに正確に伝えていかねばならぬ。教育は誰かにその一つ」と語った。

以上の経緯を見れば「八万から二十万の女性を挺身隊の名で強制連行した」という新聞報道を、日本政府が「事実と認めて公式に謝罪したもの」と、誰れもが受け取るのは当然であろう。この経緯で無責任な対応こそ、日本政府がこの問題の処理で犯した根本的な過ちであつた。

この問題を表面化し、政府が正面から取り組んだのは九二（平成四）年一月であつた。一月十一日の朝日新聞は「慰安婦問題に軍の関与を示す資料発見」と報じ、さらに「用語の解説」の形で次のよ

うにつけ加えた。

「従軍慰安婦」一九三〇年代、中国で日本軍兵士による強姦事件が多発したため、反日感情を抑えるのと性病を防ぐために慰安所を設けた。元軍人や軍医などの証言によると、開設当初から約八割は朝鮮人女性だつたといわれる。太平洋戦争に入ると、主として朝鮮人女性を挺身隊の名で強制連行した。その人数は八万とも二十万ともいわれる」

公娼制度下にあつた当時、抱え主に連れてこられた慰安婦が戦地の慰安所で働き、それに軍の関与があつたことは、当時を知る者にとっては常識である。日本の港から現地の港までの輸送は軍用船によらねばならなかつたし、到着した港から現地までの輸送や宿舎の確保も軍の便宜供与が必要であつたであらう。この場合、「問題とされるべき軍の関与」とは、これらの女性が「募集、応募」という方法ではなく「軍の関与のもとに強制連行される」という連行行為があつたか、否か、であることは当然である。宮沢内閣

はこの点を正しく認識し検証することもなく、素然と関与を認めて謝罪を表明した。新聞報道からわずか二日後、即ち十三日には、報道の内容が事実であるかというが、「慰安婦にするために挺身隊の名で強制連行した事実」があつたかどうかの検証も確認もせずに謝罪するという軽率で無責任な対応をしたのであつた。加藤弘一官房長官は、十三日、次のような謝罪談話を發表した。

「一、関係者の方々のお話を聞くにつけ、朝鮮半島出身のいわゆる従軍慰安婦の方々が体験された辛い苦しみを思うと胸のつまる思いがする。

二、今回、従軍慰安婦問題に旧日本軍が関与したと思われることを示す資料が防衛庁で発見されたことを承知しており、この事実を痛感し受け止めた。

三、今回発見された資料や関係者の方々の証言やすでに報道されている米軍等の資料を見ると、従軍慰安婦の募集や慰安所の経営等に旧日本軍が何らかの形で関与していることは否定できないと思う。

四、日本政府としては、来次の機会において、朝鮮半島の人々が、わが国の過去の行為によって耐え難い苦しみと悲しみを体験されたことに対して深い反省と遺憾の意を表明してきたところであるが、この機会に改めて、従軍慰安婦として軍に尽くし難い辛苦をなめられた方に対し、衷心よりおわびと反省の気持ちを申し上げます。（以下略）

しかし、この謝罪談話で述べている、防衛庁で発見された「旧日本軍の関与を示す資料」とは強制連行を示すものでも、それを推測させ得るものでもなかつた。これは従来、業者が行っていた慰安婦募集に関連して、一部でトラブルが生じたことがあつたため、「慰安婦募集はこれを適正にするよう業者を指導せよ」と、軍の中央から出先宛てた通達で、内容は極めて虚構的なものであつた。それを宮沢内閣がこのような文句で謝罪したため「日本軍の関与の実態」について内外に大きな誤解を与えることになつたのである。

もるに足る」わけがないが、その直後に
訪韓した各派各組の連帯での行動であ
る。十二日の慰安婦大訴訟の会見では
連帯と反省に八回も言及したと見えら
れ、同日行われた同記者団との懇談で
は「あつたことば、あつたことば」の
ニュートンに正確に伝えていかねば
ならない。教育は確かにその一つ
と述べている（一月十八日、朝日新聞、
読売新聞）。これはどう考えても「強制
連行があった」と思い込んでの発言であ
ろう。このような行動こそが、国内だけ
でなく、韓国をはじめ諸外国に、「戦時
中、日本軍は何万もの朝鮮人女性を挺身
隊として強制連行して慰安婦にした」と
の誤解を与えたのである。

毎日新聞は十五日の社説でこれを取り
上げ「十二歳の小学生まで動員して戦場
で性的にもあそばされたことには驚き
返るような憤怒を禁じ得ない」「動労班
身隊というのはウソ」と報じ、これら小
学生は従軍慰安婦にされたのだと主張す
るなど、感情的な報道をしている（一月

十六日、産経新聞）。

2. 無責任な新聞報道

「朝日新聞」の責任

慰安婦問題の経緯を対症が誤解を招きに
なしてから読もな。一月二十三日、朝日
新聞は、今刊のコラム「論議委員室から
『参』で「従軍慰安婦」と題して次のよ
うな記事を掲載した。

「吉田清治さんは、昭和十七年、朝鮮人
を徴用するために設けられた「山口県労
務報国会（下関支所）」の動員部長になっ
た。

以後三年間、強制連行した朝鮮人の数
は男女約六千人にのぼるという。

（中略）

記憶のなかで、時に心の痛むのは従軍
慰安婦の強制連行だ。

吉田さんと部下、十人が十五人が朝鮮
半島に出張する。総務府の五十人、あるい
は百人の警官と一組になつて村を包囲し、
女性を道路に連れ出す。木剣を振るって
女性を殴り、けり、トラックに詰め込む。

一つの村から三人、十人と連行して警

察の監視塔に入れてさき、手錠の五人、
三人になれば半隊に達する。女性連は陸
軍の倉庫で軍医の手に取り、前線に送ら
れていった。吉田さんらが連行した女性
は、少なくとも九百五十人はいた。

「国家権力が警察を使い、植民地の女性
を強制的に連れられない状態で徴用し、戦
場に運び、一年、二年と訓練し、兵隊に
送し、そして日本軍が退却する時には戦
場に放置した。私が強制連行した朝鮮人
のうち、男性の半分、女性の全部が死ん
だと思います」

吉田さんは七十八歳である。

「遺言として記録を残しておきたい」
と、六十歳を過ぎながら、体験を書き
述べてきた。（以下略）（同）

朝日新聞は吉田清治氏がどのような言
動をしてきた人物であるかを知らぬはず
はない。上記の行動が事実であるかどう
かは、自社の在韓の記者に指示して当時
を生きた人に面接調査させれば容易に核
証することができたはずである。

男子の徴用とこれを連行させて連行した

りしているのを耳にすることがあるが、
徴用できるのは国家総動員法に列挙され
ている総動員業務である。慰安婦などは
もとより徴用の対象にはなり得るもので
はない。

だいたい、総務府の管轄下にある朝鮮
に山口県、地方職員などがやってきて、
勝手に民間人を強制連行するなど許され
ることではない。また、現実的に考えて
も自分の娘が理由もなく事業に連行、留
置されるのを、その親、兄弟が傍観して
いるであろうか。そのような事実があれ
ば、本人はもとより親、兄弟が激しく抵
抗して、村は争乱状態になっている。さ
らに目撃者が多数で、これら目撃者によ
る具体的な事例を挙げての抗議や非難
が戦後早々から沸き上がって当然であ
り、これが戦後四十七年間も問題にされ
ることと考えられるであろうか。

この朝日新聞の無責任な記事は、一月
十一日の「太平洋戦争にはいると、主と
して朝鮮人女性を挺身隊の姿で強制連行
した。その数は八万とも二十万ともいわ

れる」という根拠のない記事とともに、
この問題についての世論調査に決定的な
役割を果たしたものであり、その責任は
厳しく追及されて当然である。

3. 日韓両国政府の第一回調査報告

その後、日韓両国ともこの問題につい
て調査を行い、日本政府は平成四年七月
六日、慰安婦問題に関する調査結果を発
表し、韓国政府は同七月三十日に「日帝
下軍政慰安婦実態調査中間報告」と題し
た報告書を発表した。

日本政府の調査では軍の関与は認めら
れたが、韓国政府が問題にしていた「強
制徴用」の裏付けになる資料は見つから
なかった。

韓国政府の報告書を見て私が意外に思
ったのは、この報告書の中心である「慰
安婦募集」の項での記述が、戦時中を生
き、体験的に当時を知る韓国の老人に当
時の事情を聞き、その証言を基礎に調査
報告をまとめたという、この場合、当然
と考えられる常識的な手法によつていな
いことであった。この報告書は日本国内

でもその内容が信用されていない日本人
の著作を引用して、強制連行を推定する
という手法でまとめている。

慰安婦募集の項の記述は約七頁であ
る。そこでは、軍による強制連行の事実
を説明しようとして十三の資料が引用さ
れている。千田夏光氏の著作からの引用
が五、吉田清治氏の著作等からの引用が
二、米軍情報資料「日本軍作戦文書二」
元慰安婦の証言、新聞への寄稿各一、と
いうことでこれらの著作、証言のうち強
制連行の根拠としているものについてま
えも裏付け調査や目撃者証言による補強
などは行われておらず、強制連行の事実
については全く実証されていない。

4. 慰安婦と挺身隊

ただ、韓国政府の報告書の中で注目さ
れるのは、挺身隊について次のような記
述があり、挺身隊と慰安婦の区別が正し
く理解、認識されていることであった。
「わが国では、動労挺身隊と軍隊慰安婦
が混同され、一般的に挺身隊と通称され
ているが、動労挺身隊と軍隊慰安婦は概

を区分して証明する必要がある」(報告、一〇頁)「大韓の韓国女性の戦前は一九四三年頃から始まったものと推定される。このような女性動員の経緯は基本的に慰安婦制度とは性格を異にするものと思われる。女子挺身隊と慰安婦は基本的に関係がなく、また国民女子挺身隊と慰安婦とは無関係である」(同、三七頁、三八頁)

このように韓国政府は挺身隊と慰安婦について、九二(平成四)年の報告書では正しい認識をもっていたにもかかわらず、それから五年後の九七(平成九)年から使用される高校、中学の教科書に「女性までも挺身隊という名で引いていかれ、日本軍の慰安婦として犠牲になった」という記述が盛り込まれるようになったのは、明らかに九三(平成五)年の「河野談話」が根拠になっている。

平成九年三月十二日の参議院予算委員会、小山孝雄議員は「このような挺身隊と慰安婦を混同した韓国の教科書の記述は事実に反する。これを訂正するよう

韓国政府に申し入れをしないのか」と強く迫ったのに対し、平林博外政審議室長は「慰安婦と女子挺身隊は全く異なるものである」と答へ、報告に載した池田行雄外相は「私ももとより果敢にすべき役割を適切に果たして参りたい。こう考える次第でございます」(河野談話)と、その場しのぎの答弁をするのがやっとであった。

5. 外交にまつ歴史

一机上で作り上げられた強制連行
韓国政府の調査報告で問題が片付くことはなかった。

この問題の実態を知悉している韓国政府は、強制連行の証拠、証言を自ら提示することはなく、日本政府が自発的に強制連行を認めるよう、九二(平成四)年一月の謝罪を「真」にとった外交攻勢をかけた。

年が明けて平成五年二月、日本政府内では「強制連行の十分な裏付け資料がなかったからといって突っぱねるだけでは解決しない」との意見が強まり、第一

回調査報告の際、「日本軍が朝鮮人女性を強制連行した可能性について反する方向で検討した」と述べられた(平成五年二月十一日、河野談話)。

しかし、強制連行の事実がない以上証拠などあるはずはない。三度四度の談話新聞では「政府はこれまでの姿勢を転換し、強制連行を認める方向で検討に入っているが、その証拠となる資料が揃えられないことから、対応に苦慮している」と、外務官邸の夜議外れの無責任な姿勢が報じられたのであった。

他方、韓国政府は「日本政府は真実を明らかにすればよい。補償は求めぬ」と要求する一方、「全員強制連行を認めよ。それも『可能性もある』などという曖昧な表現では納得できない」と、専ら「全員の強制連行を明確な表現で認めるよう」強く要求し続けた。そして、最後には「元慰安婦から直接聞き取り調査を行って政治的に判断して欲しい」と、あくまで戦時中を生きた体験的に当時を知っている者(韓国の老人たち)の証言を待

るという、このケースで考えられる常識的な手法の選択を避けて日本政府の政治的判断を求めてきた(平成五年三月四日、読売新聞。三月二十日読売新聞)。結局、この韓国政府の要求に応じたのが平成五年八月四日の「河野談話」であった。

当時の責任者の一人であった石原信雄元官房副長官は、「集めた資料の中に強制連行の証拠は見あたらなかった。元慰安婦を強制的に連れてきたという人の証言を得ようとしたが、それがどうしてもなかった。結局、談話発表の直前にソウルで行った元慰安婦十六名の証言が決め手になった(筆者注、この聞き取りは非公開で行われ、公表はもとより、証言の裏付け調査を行うことも認められぬものであった)。彼女達の名書のために、これを是非とも認めて欲しいという韓国側の強い要請に応じて、納得できる証拠、証言はなかったが強制性を認めた。元慰安婦の証言だけで強制性を認めるという結論にもついていたことは議論のあることは知っているし批判は覚悟している。

決断したのだから弁解はしない」と述べている(桜井よしこ「密約外交の代償」文芸春秋、平成九年四月号。産経新聞平成九年三月九日朝刊)。

外交交渉が難しいものであることは理解できるし、時と場合によっては大きな譲歩を必要とするところもある。しかし、「やりもしなかったこと」を「やっただことにしてくれ」と言われ、それもわずか五十年前のことで、実証の証明が容易にできることであるにもかかわらず、ただ政治的判断によって相手の要求を受け入れ、自国の名譽を永く汚し続けるような譲歩が許されることであろうか。

平成九年三月十二日の参議院予算委員会、小山孝雄議員と平林博外政審議室長との間で、次のような質疑応答がなされている(河野談話より)。

○小山孝雄君 外政審議室長にお尋ねしますが、政府の報告書の中で、調査資料の中で強制連行があったと判断したものと資料は何でしょうか。

○政府委員(平林博君) 政府の発見し

ました資料の中からは軍ないし官憲による強制連行の証拠、そういうものはございませんでした。

いま申し上げておりますのは、ほかの証言、資料等も含めまして総合的に強制的な要素があった、ということをお願いしている次第でございます。(中略)

○小山孝雄君 そうしますと、我が日本の各行政機関、それから国立国会図書館、国立公文書館、そして米国国立公文書館から得たものは全部公開されている。そこには強制連行を直接示す資料はなかったということが確認された。

そうすると、残りは関係者からの聞き取り調査です。すなわち、元慰安婦を中心とした関係者からの聞き取り調査は明らかにされていない。それから、参考文庫の中に太平洋戦争犠牲者遺族会等韓国の遺族会がまとめた元慰安婦の証言集、これが非公開ということですね。

○政府委員(平林博君) その通りでございます。

○小山孝雄君 その証言集の裏づけはど

にありまう。

○政府委員（平林博彦） 個々の証言を覆つての調査を行ったが、という調査言ひをいふは、それは行つておりません。（中略）

○小山幸雄君 そうしますと、公開されてない資料、そして個々の証言の調査を行つてない資料で政府は平成五年八月四日の決定を行った、こういうことにはなりますか。

○政府委員（平林博彦） 結論としてそのとおりでございますが、全体を詳細に検証して、総合的に判断した結果ということになります。（以下略）

もう一つ私の回想を加えておこう。

戦前、戦時中を朝鮮で過ごした私の体験では、女子の強制連行があつたような徴候を感じたことは一度もなかった。もしも強制連行の事実があれば、一般住民の間に大きな動揺が起きたであろうし、それが私たちの耳に入らねばならない。もしも方を数える女性の強制連行があつたとすれば、その数倍を超える目撃者が

いたはずであり、これらの目撃者による非難の声が戦後年々やがて朝鮮で赤毛上がつて当然である。七十万を超える朝鮮からの日本人引き揚げ者が、引き揚げの途中であつたこの非難の声を浴びてははたしきれない。もしもこれが事実なら朝鮮の学生がそれまでに受けた学生運動の実績から考え、学生の前線運動が全朝鮮に展開されて当然であり、それが全く見られぬことと考へられるであろう。九一（平成四）年までの戦後四十七年間、韓国国民も韓国政府もこれを問題にしたことはなく、六五（昭和四十）年に成立した日韓条約の交渉の中でもこれが問題にされることはなかった。このように、もしも強制連行があつたとすれば、間違いなくそれと同時に、戦後はその後に発生したはずの事象は何一つとして起きていない。

これに対して、厚生省はどう考へてゐるのか。

宮沢喜一正首相や加藤紘一正官房長官はこの問題についての論議を避ける姿勢

であつたことがわかってゐるが（宮沢喜一）「憲法外交の代償」、これは記憶せられることではない。

原野洋平元官房長官は「河野談話」発表後の記者会見で、記者の「今回の調査結果は、強制連行の事実があつたという認識でもうしなうか」との質問に対し、「認めます」と答えて、明確に強制連行を認めている。しかし、その後朝日新聞の記者とのインタビューでは、「本人の意思に反して行われたことを強制性と言ふれば、強制性のケースが数多くあつたことは明らかだ」と答へ、「元慰安婦の証言が強制性を認める心証になつたのか」という問いには「当時も植民地統治にあつて、軍が背後にゐることはありしつゝいるという状況の中でその拒否とか申し出とかは断れる状況ではなく、連れて行かれた側はごくごく当たり前になつたつもりでも、連れていかれた側からすれば精神的にも物理的にも抵抗できず自分の意思に反してのことと違ひない。連れて行かれた側からす

れば強制だ」と答へている（平成九年三月三十一日、朝日新聞）。これは平成五年の談話発表直後の記者会見で確認した「強制連行」を事実上修正しようとするものであり、本文冒頭に掲げた二例に対する責任については、どう考へるのだろうか。

平成九年六月十七日、「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」での説明（同会編「歴史教科書への疑問」展転社）で、河野元官房長官は、簡歴最一環風の「軍による強制連行があつたのか」との質問には、「当時は軍の力が大変強かつた、人持り、女持の類が、背後に軍がいるようなことをやらせてやつたということがあつたかもしれない、ということまで考へていただきたい」（四四二頁）と答へ、これに随應して平沢勝栄議員の「可能性が高いということとで官房長官談話を発表したのか」という質問には「資料を集めて、これならあつたと思はざるを得ない」と私が思ったことは事実です」（四四二頁）と答へている。

河野洋平元官房長官は談話発表（平成五年八月四日）後の記者会見で強制連行があつたことを確認しているが、「強制連行の根拠」については、聞く者を納得させる説明は全くできていない。

このように強制連行を認めた「河野談話」が間違ひであつたことは明らかであるが、その放置が許されぬ状況にある。このことの方がより重要である。

二、放置の許されぬ「河野談話」

放置が許されぬ理由の第一は、「河野談話」が独り歩きをして、これこそが強制連行の証拠とされていることである。強制連行がなかつたことがこれだけ明らかになつてゐるにもかかわらず、事実関係を再調査して実態を究明すべきだ、という意見は完全に黙殺押しやられて全く無視されている。放置が許されぬ理由の第二は、「河野談話」の存在が日本政府の活動に制約を加へていることである。

日本政府として慰安婦問題について実態を説明して誤解を解消せねばならない時と場所においてさえ、それができずにいることである。

「河野談話」が独り歩きして強制連行の証拠とされている事例は冒頭に述べた以外にも海外では数多くあるが、国内でも吉田裕教授（一橋大）のような近代史の専門家ですら、強制連行についての要諦究明の必要性には目も向けず、専ら「河野談話」や「女性のためのアジア平和国民基金」の存在を強制連行の根拠として疑わぬ姿勢を見せている（This is 歴史、平成九年三月号、藤岡信勝教授との対談）。

「河野談話」が日本政府の行動を束縛している事例も数多くある。

国連の人権委員会に提出された、慰安婦強制連行を非難するクアラスワシ報告（一九九六年）や、マクドゥガル報告（一九九八年）などに対する対応もそうである。クアラスワシ報告に対して政府は「日本政府の施策」と題した文書を提

出しているが、その中で「河野談話」として、それまで政府が慰安婦問題についてとってきた見解や施策を列挙したあと、アジア女性基金の紹介などに重点を置いた説明文書だ（『河野談話』（衆議院「慰安婦と戦場の性」二七九頁）で、「強制連行」の事実関係についての正面からの反論は全くない。このような日本政府の姿勢は、海外の誤解を解消するどころか、かえって誤解を深める結果をもたらしている。日本政府として当然なまねならぬ事実関係についての反論を制約しているのは間違いない。「河野談話」の存在であり、慰安婦問題について日本政府が正しく対応できないため、海外での誤解は益々増幅、拡散しているのである。

戦国の中世、高校の教科書の記述が九七（平成九）年から変わり、「女性までも挺身隊という名で引いていかれ、日本の慰安婦として犠牲になった」という記述になったが、これは先にも触れた韓国政府自身が作成し、九二（平成四）年七月三十日に発表した「日帝下軍隊慰安

婦問題調査問題報告」の中の（慰安婦と挺身隊とは全く別という）記述とも照合されないものである。政府はこの記述が誤りであることを明確に認めながらも、韓国政府に事実関係についての申し入れや教科書の記述についての訂正申し入れをしていない。

平成十年四月二十七日に判決の下された山口地裁下関支部での元慰安婦の国家賠償請求訴訟でも、原告になったのは強制連行の事実関係について全く争わず、専ら手続きについての争いという姿勢で臨んだため、判決では事実関係については原告の主張をそのまま認めて、日本を不当に傷つける結果になっている。

教科書の検定問題について小杉隆文文相は、平成九年三月十八日の参議院予算委員会、「歴史教科書の検定につきましても、平成五年八月の政府調査を適切な資料として採用し、検定を行ったところであります」と答弁している。つまり、「河野談話」がある限り文部省は慰安婦強制連行に関する教科書の記述を検

定によって是正することはできない、ということである。

他にも事例は数多くある。在米の一部市民が慰安婦の強制連行について日本を責めに非難したときなどでも、日本大使館員は事実関係について正面から反論していない。このため強制連行の誤解は広がるがままというのが現状である。

さらに付け加えれば、この問題は放置しても時間の経過によって自然に事実関係が明らかになり、日本の名誉が回復することが期待できるものでなく、放置したままでは、誤解はそのまま定着してしまふことを恐れるのである。

三、政府は早急な行動を

一顧振りには許されない――

いま海外では「日本は第二次大戦中に、万という単位の女性を強制連行して慰安婦にした」との誤解が広がっており、日本の名誉を汚し続けているが、その根拠はすべて「河野談話」である。

「河野談話」は間違っていた、とすればその再検討、取り消しをどのようにして実行するかが課題となる。それは簡単にはできると思えない。

まず外交上の面子がある。次に関係者の責任問題が浮上する。外務官僚をはじめ政府関係者はあらゆる策をつかって、この問題を顧みずして通そうとするであろう。しかし、「河野談話」が日本の国益に及ぼしている影響の深刻さを考えると、放置は到底許されることではない。

このような不始末の責任は昔なら間違はなく切腹である。当時の責任者である元首相、元官房長官、元外務省副大臣がそろって「国民にお詫する」という道

道を残して切腹すれば、その瞬間に「河野談話」は再検討への道が開け、問題解決への道筋が整うであろう。二十一世紀の今日、もとよりこのようなことはあり得ない。これらの責任者達が責任をとったことが、国民に分かるように身を処して、それが「河野談話」の再検討につながるものであればよい。目標は「河野談話」を再検討することであり、公式に取り消すことである。幸いにもこの問題の責任者達はみなお実力者である。本人達がその気になれば政府に再検討を求める立場にあると思う。是非ともこの道をとり進めていただきたい。

これを受けて政府は、外交上の面子と

か、関係者の責任問題などにとらわれることなく、敢然と「河野談話」の再検討を行って、その結果明らかになったこの問題の真実を公表して欲しい。ここに到つては、これ以外に海外の誤解を解消できる手だてはない。これを実行することは、先人及び子孫に対する我々の責任であり義務であると思う。

おわりに

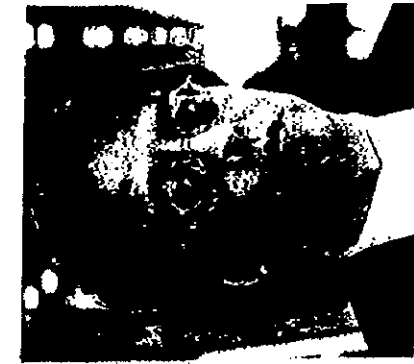
「強制連行」を糾弾し続けてきた一部のマスコミや国会議員は、従来の主張が通らぬと分ると、強制連行があったが、なかったが、という核心部分の論議を避

販売された「国策の巻」
開場「木」手拭

其のリーダーへ...
中国古典「莊子」の教から
製作された開場「木」手拭が
話題になっております。
「考を抜いた人から
選ばれた人へ」

お問合せ
Chiffonez アフォーネ
〒103-0004
東京都中央区東日本橋2-20-3
TEL: 03-5687-2488
https://www.chiffonez.co.jp

（9月までの価格）
10枚 @7050円
11~30枚 @9450円
31~50枚 @8400円
51~100枚 @7350円
101~200枚 @6300円
201~299枚 @5250円
300枚以上 別途見積
（9月までの価格）



こばやし よしのり
1953年生まれ。東京出身。「おぼろけやまぐち」がヒット。「ニュー・ス・マガジン」で1980年代に、大衆文化インテリゲンチヤがベストセラーに、「ワシス」を出版。

隠れてないでとつとつ出て来い本田記者

朝日・NHK問題をこのままとやむやみしてはならん!

小林よしのり
漫画家

朝日もNHKも、あれ以来うんともすんとも言わん。本田雅和も姿を見せずに隠れている。

「今は忍従のとき」とでも思っているんじゃないんですか。しよせん組織に倒れたサラリーマン、朝日を離れたら何もできないことだけはわかってるらしい。本田雅和は、「左翼運動」として、朝日新聞の記者をやっているわけですからね。朝日という媒体は、彼が自分のイデオロギーを宣伝する最高の場所、しばらく干され

ようが、簡単に手放すわけにはいかないでしろう。

それにしても「NHKの『歴史番組』改定問題」を見て、ワシはつくづく「この男、まったく変わってるん」と思った。

取材の強引さも、とても普通じゃない。だいたい、安倍晋三の家のチャイムをどنگどنگどنگと執拗に鳴らし続け、インタビューオンリーに自説を羅き立てるというストーリー的な手法に、家の人が恐怖を感じたの

はじゅうえんにわたる。政治家の家のだから、テロなどの可能性もある。警戒する対応になるのも当然ですよ。

こういう取材で回りに不信感を抱え付けて、読者につながらかねない強引なことをする彼のような記者を、なぜ朝日新聞が、態度を改めさせることもなく野放しにしているのかと言え、こういう狂信的なマルクス主義史観の信奉者が一人いるということば、やっぱり朝日にとって都合

がいいということだと思つ。

彼は、歴史問題では言うにおよばず、イデオロギーに対しては異常なまでの信奉がある。だからこそ、ストーリー並みの造反や取材ができるんです。

歴史問題などは、こういうやり方では、突破することはできないんでしろう。

「歴史強制運行説」、つまり日本が人さらい的強制運行をやったんだ、

というのは、左翼が運動として大きな事件に広げてきた話で、朝日の捏造です。

しかし、こんな「説」はあつという間に学術的に論破された。桑原義彦(現代史家、元日本大学教授)が濱州島へ行って調査したら、たちまちそんな事実はなかったことがバレしてしまったわけです。

そもそも歴史学というのは、史料批判から始まるべきものです。しか

し本田雅和の取材に、これに耐えるものはひとつもない。彼らの側の唯一の証言は言見義明教授(中央大学)でした。が、しかし、言見とて一史学者ですから、史料批判に耐えられないものは出すことができないわけです。そうすると、「強制運行説」は変更せざるを

得なくなるのですが、これが朝日の悪質なところで、「強制性があった」という用語に置き換えて、語をすり替えていくわけです。「強制運行はなかった」とは決して言わない。

「強制運行をした」が「強制性があった」に変わつても、一般の読者にはその差はわかりません。しかし、学術的には大きな開きがある。学術的に証言を書くには「強制性」としてしか言いようがなかったのです。

朝日の「世論誘導」

そういう状況で朝日が、それでも「勝つ」ために必要なのが、本田のような人間なんですね。学者ではなくて、マルクス主義の情熱的記者が、東南アジアのあちこちからそれらしい証言を引っ張り出してくる必要があるんです。

今回の一件を見てよくわかりました。

若い記者は無反応

なんで、こんな狂信者みたいなヤツが大きな顔をしていられるのか。ただ、ほかにもまともな記者はいないのか、と見回してみると、若い世代の記者というのは、彼とは逆に、まったくの無反応なんですね。ワシは葉書エイズ、新しい歴史教科書を作る会、いろんな分野のことに関わって、何回も記者会見をしたけど、「反応」があるのは、ある意味で「本能的」なヤツだけです。

会見中からいかに反響したそう感じる、怒りに震えている感じ、会見が終わったら、すぐにやってくる。さらに話を聞こうとする情熱的な記者は少数です。

ほとんどの若い記者は、まったく無反応ですね。「機は不機不機です」みたいな顔して淡々と「メモはとっておきます」というようなシラケた感じの記者はつかー。聞いてるんだか聞いてないんだか、何かを感じているのかいないのか、なにも伝わってこない。しゃべっててむなしくなりますよ。だからワシ、記者会見で嫌いなんです。

そりゃまあ、そういう奴らと本田とどっちがアシが、という問題はありませんけど、間違えた情熱ではあるが、本田には、情熱だけはあつた(笑)。あの無関心無反応な記者では、とても本田に大刀打ちできそうもない。彼が大きな顔をしていられるのもわかる気がします。

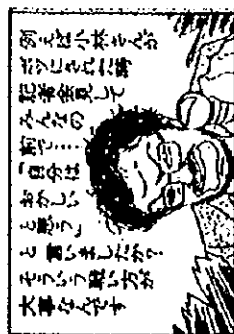
たとえばね、沖縄のアスコミを見ていると、うわークッ左翼だなあ、

とか思っんですけど、少なくとも無関心ではない。本土のアスコミはなんでもかんでも、たちまち忘れる。中国の反日デモがはじまれば、朝日VSNHKなんかすっかり忘れる。米軍ヘリ墜落事件や基地問題も地位協定のことも、本土はすぐに忘れるけど、沖縄にいけばちゃんと報道を続けているわけです。

沖縄のアスコミの主張の是非はともかくとして、現象だけを追って、ぐに無関心になる本土のアスコミとはだいぶ違つて思えますよ。

本田みたいなストーカー的情熱も困るけれど、一方で本土の若い記者の無関心というのもワシは問題だと思つた。

本田、英業に限らず、朝日の体質というのは、ある意味では一貫している。



にはふたつた。大組織に牛られてるくせに、何言つてやがる、という感じだけが残つた。

本田は、完全なマルクス

という概念が、できあがっている。

だから、まっとう相手に敵意を起つて取材をする、という態度ではなく、最初から「糾弾」で「挑戦」なんですね。

その当時ワシは(皇太子妃)雅子さんの二成婚における国内の硬直した空気をバロメーターにしたアンガを書いたんですが、これを編集部がボツにした。ワシはそれを復活させるために出版社側と戦つた。

(注)小林氏は当時「S・P・A」に連載中だった「ローマニズム宣言」に、皇太子妃二成婚バロメーターにした「カバ焼きの田」を書くが、扶桑社が掲載不可とした一件。この作品は「カロ」に掲載され、後に扶桑社の単行本で復活した)

彼は、こういう経緯をまったく知らない。それなのに、いきなり「(米

子)に会ったとき、小林さんはすぐに「くら、わかりました」と言ひだのたろつ」といふおぼろけを述べた。

「その話をいつもの回で放送するのはいいが、扶桑社との対話は知らせないとはいけませんよ」

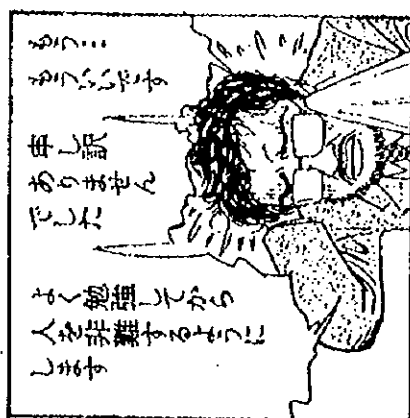
「ボウに会ったとき、記者会見して「おかしなことを」という戦い方が大それたヤツだ」

「組織を作つて同じ考えの人を増やさないかん」

「自分もそういう戦い方をしてきた」ワシの「戦い」を何ひとつ知らずに、ずーっとしゃべつてゐるんです。

さすがのワシも腹にきて、この経緯を詳細に説明してやつた。

結局彼は言い負かされて「これは勉強してから取材をします」とか言つてましたが、勉強も反省もなんにもしとらんなあ、というのは、



中国の反日デモに關しても、朝日新聞は四月一二日付けの社説で「根底にあるのは小泉首相の靖國参拝」とが書いていた。もう一つにもならん、とは思つけれど、要するに、もはや朝日新聞は二重の書かざるを得ないんでしょ。

朝日新聞は、二九まで完全に中国
政府に歩調を合わせてきた。二三く

来て、その細腰が細腰になくならし
めしうまいたわけですよ。だから、
中国の「反日」といふのは、それは
「反政府」的な政策を隠れていふに
あつかひせず、明日はいつを政権を
すて、日本の朝の露田を露田だけが原
因であるかのように、導引に主張し
てゐる。

朝日の保身

そうでもない、靖国問題、教科書問題、これまで朝日がとつてきた主張を全部変更しなくてはならなくなるんです。要するに「保身」です。

駐安福問題とまづ大く同じであつて、
自分で「スリート」しておきながら、
あとから辻褄が合なくなつてくる
と力押しで保身に走る。

中国の「反日テモ」も、靖国参拝

[illegible]

区田子でこの「保食」はかゝるおかしなから、ついでに離れつゝならだ、おれと本田雅治を駈に出して来たのである。

例の録音テープもあるのはわかってるんだから、最初から最後までテープで流せばいいじゃないか。それとが、とても表に出せないほど、本田の取材がむちゃぐちだったのか。

本土のほかのトコロは知らぬが
トシは知らぬといふかゝいな...

(X母音發聲)

*イラストはすべて「フー・ア・ニクス」
重宝 第百九章「わがわがア・ニクス」
大話 より◎小林よしのり

フレノフォンで金いましょう!

テレビ電話
OFF TIME

CALL#5

花田紀凱 (本庄通典監)

會田真由美 (漫畫家)

豊田 全開したように走るにふさわしいんだとぞ。『おのれさんの歌にハニー』（ト田の楽列）にうたを添う。

花田　「自分は権助ですわね。スカーシローン
大庭ですわい。」

金田 輝雄と岡田 繁雄と川田よりよく一ノ
丁也。

松田 卜さなせきゆりゆきど。

黒田 うーん。ナシとは腕力が必要でされるので、本当はあまり私には向かないと思つてたんです。急に「中国の反日デモについてどう思いますか」となつて聞かれて、さ、「國難の時にこそは中国の人を助けるんだ」と思つて、はりきりました。ところが、よくはなつてきません。

松田 〆×ハト一タ一並置ツツルトモ也。

吉田 でもね、同僚がみんなさんだったから引を断ったんです。ああいう一團の「超人」と仕事をするのがいい経験かな、と思うて。マン力のほうは「だめんず・うぉ〜か〜」の八景目からうしろを撮す。

花田 朝方蘭館主だのだ「XのYのZのA-B」
は花田に持ってもらったから(株)、朝田おとめ
蘭館の社長。

[illegible]

日本・中国・韓国＝共同編集

未来をひらく歴史

東アジア3国の近現代史

2005年5月26日 第1刷発行

編 者：日中韓3国共通歴史教材委員会
校訂・本文レイアウト：松田礼一（滋慶デザインセンター）

発 行 所：株式会社高文研
〒101-0064 東京都千代田区横浜町2-1-8
Tel 03-3295-3415 Fax 03-3295-3477
<http://www.koubunkan.co.jp>

印刷・製本：三省堂印刷株式会社
組版：版木舎

ISBN 4-87498-341-3 C0021

本書を作つて、**国策委員会委員・協力執筆者**

[illegible][illegible][illegible]

21世紀の東アジアの平和のための課題

2. 日本軍「慰安婦」問題と女性人権運動

日中韓の3国間には、いまだに解決されていない過去のいろいろな問題があります。そのなかでも日本軍「慰安婦」問題は、戦後と対立の20世紀を克服して平和な21世紀を迎えるために、解決すべき象徴的な問題だといえます。この問題を解決するために、どのような努力をしてきたのか、どのような方向で解決すべきかを考えてみましょう。

日本政府の謝罪と賠償を要求する「水曜デモ」

毎週水曜日にになると、韓国ソウルにある日本大使館前で、日本軍「慰安婦」問題の解決を要求するデモが行なわれています。「水曜デモ」と呼ばれるこのデモは、1992年1月8日に始められ、2005年の今も続いています。

水曜デモでは、日本政府に次のような要求をしています。

- ・強制連行の事実を認めること
- ・公式謝罪・真相究明・責任者の処罰・国家賠償の実施
- ・歴史教科書への記載と教育
- ・資料館の建設



▲第55回日韓の「水曜デモ」。日本大使館前で「慰安婦」出身ハルモニと市民たちが、いっしょにデモをしている

日本軍「慰安婦」問題の社会化

日本軍「慰安婦」問題が世の中で知られはじめたのは1970年代でした。しかし大きな社会的関心事にはなりません。1980年代半ば、韓国では、公権力による女性たちへのセクシャル・ハラスメントや性暴力が社会問題となるなかで、ようやく日本軍「慰安婦」問題に対する関心も高くなってきました。

その後、1990年代に入って女性団体は日本政府に真相究明を要求するなど本格的な活動を始めました。このような動きは、韓国だけでなく日本、北朝鮮、フィリピン、台湾、中国などアジア全域に広がりました。しかし日本政府は、「慰安婦」の募集は民間業者が行なったこととして、政府や軍とは関係がないと主張しました。

沈黙から証言へ

日本政府が自らに責任はないという言葉を繰り返し返すと、これに怒った金学順^{キム・ハクジュン}



▲金学順（キム・ハクジュン）ハルモニ。1992年1月、日本軍の慰安婦を前に彼女を苦しめた戦争に對する悔意を表明するデモに参加した。

ハルモニ（「おばあさん」という意味）が、1991年8月、自分が「慰安婦」だったことを明らかにするという歴史的な事件が起こりました。これをきっかけに、半世紀のあいだ社会の冷たい視線を避けるために自分の存在を隠して暮らしてきた被害者たちの証言が続きました。日本軍が慰安所を設置して強制したという資料も発見され、日本政府はこれ以上責任を回避できなくなりました。日本政府の公式謝罪、法的賠償を要求する国際人権機構は「慰安婦」問題が戦争犯罪であり、日本政府は国家責任を認めるべきであると決議しました。

国連人権委員会、ラディカ・クマラスワミ報告書 1996年

……日本政府は以下を行うべきである。2) 被害者に賠償を支払うこと。3) 書面による公式の謝罪を行うこと。5) 慰安婦制度に関する犯罪を行なった特定の責任者を処罰すること。(UN Doc E/CN.4/1996/53 要約・抜粋)

戦争と戦争犯罪をなくすために

このように事実が明らかになれば国際的な圧力が強まると、1993年、日本政府の河野洋平官房長官は談話で、「(「慰安婦」の)募集、移送、管理等も……日本人たちの意思に反して行なわれ」「連年の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題」と強制性を認め、「心からのおわびと反省」を表明しました。ところが、日本政府は1995年、「女性のためのアジア平和国民基金」をつくり、国際機構の決議を無視して、法的な賠償ではない「償い金」をもって問題を解決しようとしていました。しかし、被害者の多くは「償い金」の名目でお金をもらうことを拒否しました。

日本政府のこのような態度に対して、アジアの被害者と市民団体は日本政府に賠償を要求する訴訟を、日本、フィリピン、アメリカなどで起こしました。2000年12月、被害者を支援する女性たちは、昭和天皇をはじめとする日本軍将官と日本政府の責任を明らかにする民衆法廷を東京で開きました（→209ページ）。このような努力が国際的にねばり強く続けられたのは、武力紛争下の女性に対する戦争犯罪がいまなお続き、こうした戦争犯罪をなくさなければならぬという世界中の人々の願いがあるからです。

※金学順：1994年に生まれ、1940年に17歳で日本軍「慰安婦」にさせられたが、5か月後に脱出した。1997年8月、日本政府の「慰安婦」問題調査への思いから自ら「慰安婦」であったことを名義し出した。1997年12月法廷。

21世紀の東アジアの平和のための課題

3. 歴史教科書問題

第二次世界大戦が終わって50年という歳月が流れました。過去の植民地支配と侵略戦争を自らの体験として記憶する人々も減ってきています。過去の悲しいできごとを二度と繰り返さないようにするために、私たちは歴史を学ぶ必要があります。そのとき、多くの人の人にとって最初の入り口になるのが、歴史教科書です。

戦争の記述

次の文章は、それぞれ、①韓国の国定中学校国史教科書、②中国の中学校歴史教科書、③日本の国定中学校歴史教科書の中の1冊から、第二次世界大戦に関係する一部分を引用したものです。

①韓国

日帝（日本帝国主義者の略）の侵略戦争によって、わが国は日本の戦争物資を供給する兵站基地に変わった。（中略）日帝はこうした物的な略奪ばかりか、韓国人に対し強制徴用によって鉱山や工場で苦痛に満ちた労働を強要したり、強制徴兵制と学徒志願兵制度を実施した。（中略）こうして、日帝はわれわれの物的・人的資源を略奪する一方、わが民族と民族文化を抹殺する政策を実施した。

②中国

占領区において、日本の侵略者は奴隷を用いてその植民地統治を維持した。彼らは憲兵、警察、裁判所、監獄など、中国人民を弾圧する機構を設立した。軍隊、警察、スパイがいたるところで悪事の限りを尽くし、中国人民生活に対して悪いのままだに逮捕し、残虐な拷問にかけ、ひいては殺害した。

③日本

これ（日本軍の「戦勝」の勝利）は、数百年にわたる白人の植民地支配にあえいでいた、現地の人々の協力があってこそその勝利だった。この日本の戦勝の勝利は、東南アジアやインドの多くの人々に独立への夢と勇気を与えた。日本政府はこの戦争を大東亜戦争と命名した。日本の戦争目的は、自存自衛とアジアを欧米の支配から解放し、そして、「大東亜共栄圏」を建設することであると宣言した。

ずいぶん遠くイメージですね。③だけ、何か日本が戦争を通じて良いことをしたのかのように描いていて、①、②のように戦争による被害に力点をおいた記述と大きく違う内容となっています。③の教科書でも、別の箇所①のような事実が少しだけ書かれています。が、「このような困難な中、多くの国民はよく働き、よく戦った。それは戦争の勝利を願っての行動であった」と、戦争に勝つためにしようがなかったというような書き方をしています。このような記憶



の仕方は、東アジアの友好と平和という点から見えてどうでしょうか。

日本の歴史教科書は、検定制度といって、民間の出版社が教科書を編集し、それが政府の検定を通れば学校で用いることができるようになっています。③の教科書は、2001年に検定を通った「新しい歴史教科書」という教科書です。もちろん、日本の教科書がすべてこういう記述であるわけではありません。しかし、こういう教科書が出現したことに対して、日本や韓国、中国で大きな反発が起こりました。そのためこの教科書は、05年3月現在、日本の学校ではほとんど使われていません。

日本の歴史教科書と韓国・中国

日本の歴史教科書が国際的な問題となるのは、今日にはじまったことではありません。1950年代後半頃から、日本政府は検定制度を通じて、侵略戦争の事実や「侵略」ということばを教科書に書かせないようにしてきました。1982年には侵略戦争の事実や南京大虐殺などの加害をあいまいに表現させ、三・一独立運動を「暴動」と修正させる校定を行ないました。これに対して、韓国や中国から抗議の声が起りました。日本の近現代史は、韓国や中国の近現代史と深く関わっており、日本でどのように過去が記憶されるかは、韓国や中国にとっても重要な問題です。日本政府は、このとき以来、検定の基準に「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること」という条件をつけ加えました。

ところが、1990年代半ば以降、日本政府は、再び朝鮮に対する植民地支配と第二次大戦の責任問題等の記述を縮小、削除させるような方向に向かいはじめました。それが、2001年の歴史教科書問題として現れたのです。

過去の加害と被害の歴史を正面から見つめることは、とても大切なことです。自分にとって嫌なことや都合の悪いことから、目をそらしたくなくなることもあてられよう。しかし、過去の事実と向き合うことなく、未来の平和をつくりだすことはできません。私たちにとってどのような過去を記憶するのが望ましいのか、考えてみましょう。

勢をとる

②小泉純一郎首相の(韓国)神社参拝は過去の日本の反省と謝罪を損なう

③「竹島の日」条例や教科書問題は過去の侵略を正当化する行為で、これ以上看過できない

④改めて覇権主義を貫徹しようという日本政府に断固として是正を求める

⑤この戦いは一日、二日で終るものではなく、外交戦争もあり得る

見過しにできない。

○三年六月七日初来日した折、盧大統領は小泉首相との首脳会談の場で「韓日関係は未来志向で行くべき」「過去の歴史問題を争点として提起することはいらない」とまで言い切った。

だとすれば、今回発表された大統領談話は明らかに公約違反、一国を代表する首脳による国際公約に反する問題なのである。

この極端な政治スタンスのぶれは何処から来るのか――。

反日強硬談話は、二〇％台の支持率に悩む盧が国民向けに放った、乾坤一擲の大ベアフォーアンスだった。それは、「国民の皆さんが感じる(日本への)怒りを少しでも和らげようと、この文章を書いた」との書き出しで分かる。

このことは、盧武鉉という指導者が政治家として典型的なホリエスト(大衆迎合主義者)であることを、如実に物語っている。



仲藤さんとは恐ろしいぞかな

写真提供/共同通信社

三月二十三日、日本の外務省・北東アジア課に「激震」が走った。その原因となったのは、在ソウル大使館の高野紀元大使からもたらされた、一本の「緊急電」

などである。高野大使からの報告を受けた外務省が、激震に揺れたのも無理からぬ話。一國の最高指導者の談話としては異例の内容であり、特に「外交戦争」云々の件は

である。

そこには大意、次のような事柄が記されていた。

盧武鉉大統領は青瓦台(大統領府)で同日、韓国国民に向けた対日政策に関する談話を発表した。その骨子は、

①我々は韓日関係の未来のために耐えてきたが、これからは正しい行

ざる韓国ウォンサマーの良方。

「そもそも、盧武鉉というのはアリのやすい人物、首脳会談で口にした事柄でも平気で反古にしよう。

しかも、支持率低迷に悩む盧大統領は日頃から「反日・反米」の口実探しに躍起になっていた。そこへ突如「竹島問題」が浮上したのを見て、これで「反日」ムードを煽り支持率回復を画策した。

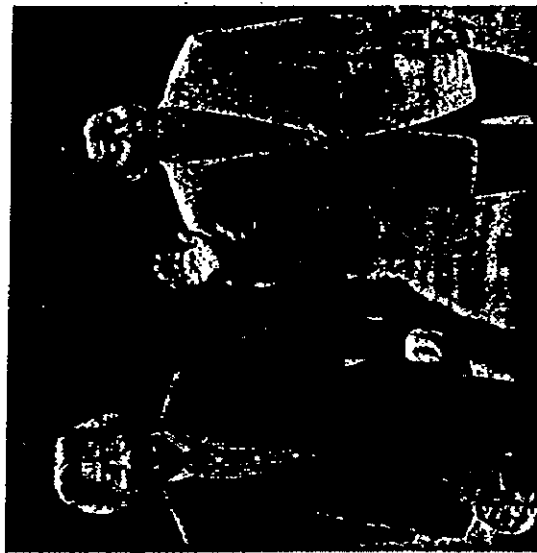
告発レポート

加藤 昭
ジャーナリスト



金正日と東大名誉教授と 盧武鉉政権と 極左

毅然たれ
日本!



夏月の時代は遅かった

写真提供/共同通信社

表現をめぐって侃侃諤諤の議論を繰り返していた。政府内部でもすでに公然の秘密で知らぬ者はいない」

だが韓国の場合、対外政策は外交通商部（日本の外務省に相当）の専断事項のはず。いかにナンバー2とはいえ、安全保障会議の補佐官が対

日政策の立案に口を差し込むことが出来るのか。

「もともと疑問だが、盧武鉉政権の実態をまったく分析できていない見方だ。」

故・朴正熙元大統領や金鍾泌元首相政権時代ならいざ知らず、現在の

盧武鉉政権の中には、いわゆる知日派といわれ、日本の国内事情に精通した者など、誰ひとっていない。

いい例が羅鍾一現駐日大使だ。羅大使はかつて、その英語力を買われ駐英大使を務めた経歴をもつが、日本の国内事情など何も知らない、政財界に確固とした人脈を築いていくわけでもない。

だから盧武鉉は、今回の一連の対日政策決定のプロセスの中でも、最初から拙劣文の外交通商部など相手にせず、「旧知の仲」の同志・李鍾義のレクチャーを受け入れ、コトを進めたというのが真相だ」（反盧武鉉派の政府関係者）

実際、韓国外交通商部のさる幹部も「青瓦台の独走」を認めた上で、「（談話内容について）事前にもっと相談はなかった」と述べ、先の関係者の話を裏付けた。

大統領からも「親北発言」

ここで気にかかるのは、盧武鉉と李鍾義の関係である。

「旧知の仲の同志」とは一体、どのような関係を意味するのか。

先述したロシア諜報機関によると「李鍾義は親北勢力の中心人物」であり、現在の韓国ではそうした人物が、

「一歩おには韓政府人気を失う結果になるかも知れませんね……」

それを裏書きするものとして、三月二十六日、二十七日に実施された盧武鉉の世論調査では、盧大統領の支持率が、昨年十月末の二八％から四八％へと、急上昇している（三月三十日付朝鮮日報系シンクタンクの調査結果）。

青瓦台の外国人記者クラブの特派員の間では、強硬談話の案文について、「盧大統領が執務室で、自らワイドプロに向かって書き上げた」（日本の公安関係者）ことが話題になっていたが、事実とすれば、盧武鉉自身が、いかに支持率回復に關心していたかが分かる。

一部メディアは二十四日、ソウル発特派員電で、「青瓦台独走」と、次のように伝えている。

（韓国の盧武鉉大統領が二十三日、

国民向けに発表した談話は、青瓦台と見られる大統領府が対日外交路線を主導する現政権の構想を露骨に示した）（『日経』朝刊、韓国特集号）

この取材に役じた日本の外務省関係者も、「盧政権の構想問題だ」と吐き捨てるように語っている。

一体、「盧政権の構想問題」とは何を意味するのか……。

盧政権を牛耳る「親北の男」

「今回の盧武鉉政権の動きには重大な関心を寄せていた」というロシア諜報機関（SVR）の現地スタッフは、青瓦台内部の動きについて、驚くべき情報をもたらした。

「僕を言おうと、竹島や教科書問題など一連の対日強硬政策のウラには、青瓦台の中核を牛耳る『親北勢力』の存在がある。」

この勢力は基本的に、反日・反米の

思想の持ち主から成り、巨賄に金に目がない朝鮮に強いシンパシーを抱いていることでも共通する。その中心人物は「李鍾義」という名の男だ。この李鍾義こそ、一連の対日強硬策を盧武鉉大統領に強く進言し、その実行を迫った土音人なのだ。

李鍾義——日韓の外交舞臺に初めて登場する名前だ。日本ではまったく馴染がない。

反盧武鉉派の政府関係者の話を総合すると、こんな人物像が浮き上がってきた。

「李鍾義が今回の強硬談話の裏側で、舞臺回しの役割を演じたのは事実だ。李は現在、韓国国家安全保障会議（NSC）事務次長という要職にあり、青瓦台の中でも特に対日強硬派として知られる。」

李は談話発表の直前まで、盧武鉉と大統領執務室に籠り、発表内容の

故国も含め外交政策全般を取り仕切っているといふことになる。

日本にとっては重大事である。今後の日韓関係に決定的な電撃を生じさせる恐れがあるばかりでなく、このこと次第によっては、本格的な外交戦争、に発展しかねないからだ。

政権内部の「特殊接近」は、盧武鉉自身と青瓦台を席巻する李鍾晩ら大統領側近らとの、出自や半生など「過去の関係」に由来する。

語るのは、青瓦台にもバイアスを持つソウル大学の教授である。

「私の知る限り、盧武鉉という人物は政治家として、それほど高邁な理念を持っているわけでもないし、政治謀略を企む人でもない。言い換えれば、思想信条やモットーとは縁遠い人士と評える。どちらかというと印象も薄い」

出身地は慶尚南道の釜山近郊の寒

村。家が養蚕家庭だったため、最終学歴は釜山の商業高校卒で、韓国政治史上、空前の大統領は初めてのことで。それゆえ後の半生で、いわゆるエリート階級との接点は一つもなく、この事が現在の盧政権の政策決定にも深く反映され、「弱者の味方」が政権のキヤンチキとなりつつある。

「盧武鉉が大統領候補として演説していたとき、『北との関係をどうするか』は、あとの事柄はどうでもいい」と放言して物議をかもしだしたことがある。そのあと『金正日総書記は弱者の味方、尊敬の念を抱いている』と続けたんですが、大膽きになりました。独裁者を弱者の味方とは、とても韓国大統領候補の発言とは思えませんでした」(韓国国家情報院の関係者)

盧武鉉は高校卒業後、一念発起し

て司法試験に挑戦し、初めて弁護士資格を取った。さらに国政選挙に出馬し、国会議員の座まで手に入れた。彼の挑戦はそこで終らなかった。政治家としての最終目標、大統領の地位にまで上り詰めてしまったのだ。

このことは盧武鉉にとっても、意外なことだった。大統領選後の祝賀パーティーの場で、「私自身、(当選は)予想もしなかった出来事」と述べている。

青年時代、苦学力着したことが盧政権の左傾化、ひいては親北発端に結び付いているのは確かだろう。

「反米・容共」を露呈

「盧武鉉は同じパーティーの席上、いつも言っている。『私に、皆さんが展開してくれた市民運動との繋がりとその長い蓄積がなかったら、(大統領選での)当選は不可能だったでし

よう」

盧武鉉は、左翼を母体にした社会市民団体と、大学の学生運動家やそのOBグループを足場に大統領選を勝ち抜いた。

である以上、大統領選後の組閣に際し、盧武鉉は権力の中核に、「過激派」と称される左派・左翼系の連中を登用する以外、選択の余地はなかった。

そのとき抜擢されたひとりが、いま問題視されている李鍾晩なのである。

この他にも、有力な伝手を持たなかった弁護士時代、盧のクライアントは逮捕された学生活動家や左派の連中はかりで、そこから左翼運動にシンパシーを感じていった、とのエピソードも残されている。

韓国の情報機関・国家情報院の関係者A氏の、盧武鉉や李鍾晩に対す

る評価はもともと手厳しい。

「確かに盧武鉉には学生運動歴はないものの、その生い立ちや経歴から、彼が左翼系の人士であることは、疑う余地がない」

その根拠は、大統領選前後からの言動の数々だ。例えば責任直後、陸・海・空三軍のトップを含めた幹部連の前で突如、盧はこう切り出した。

「在韓米軍の撤退後の戦略と軍事シミュレーションについて説明を聞きたい」

米軍撤退を口にした韓国大統領へと過去に一人もいないし、米軍抜きで軍事政策など想定できるはずもない。

この質問自体、盧武鉉が韓国の最高司令官としての資格を欠いた、未熟な指導者であることを物語るが、問題はそれだけではない。

「盧の米軍撤退構想は、北の独裁者・金正日がこれまで米軍に対して主張してきた〈俺(朝鮮)半島から外国部隊の完全撤収〉と、まったく軌を一にする考え方で、看過できない危険なものだ。この一事だけ見ても、わが国の最高指導者が〈反米・反日〉であり、同時に〈容共・親北〉思想の持ち主であることが、歴然としている」

米ホワイトハウスも盧政権の成立前から、盧武鉉の左派寄りの政治スタンスを、危険視していたフシがある。

「昨年五月、盧武鉉の初訪米にもかかわらず、ブッシュ大統領はわずか三十分間しか会談時間を割かなかった。これは、一国の首脳会談としては異例の短さだ」

おそらくブッシュは最初から、「盧はへちまを割って話せる相手ではない」

と、誓め付けていたに違いない。

大統領腹心は元「過激派」

さて次は、今回の反日政策の立案者・李鍾義に対するA氏の評価だ。その口調は辛辣を極めた。

「李鍾義という人間を一言でいえば、『過激派』との表現がピッタリだ。昔、日本でゼンカクレンという過激な学生運動組織が存在したが、李も学生時代、そうした左派運動の中心人物の一人だった。

彼は成均館大学（政治外交学）の出身で、七八年入学の典型的な三六六世代だ。

李が左傾した当時、朴正熙大統領の暗殺事件（七九年）や光州事件（八〇年）などが起こり、反政府デモが頻発していた。彼は一旦、退学するものの再入学し、その際、『韓国政治研究会』に入会するのだが、これ

が李鍾義の人生を大きく変える運命的な接点となった」

李鍾義は一九五八年生まれで、現在四十六歳。

出生地は京畿道の南陽市で、父の李進造は民主党政の国会議員をつとめたこともあり、政官界と無縁というわけではなかった。

ここに出てくる「三六六世代」とは、学生時代に反政府活動に関わった、現在三十代で、八〇年代に大学に通い、六〇年代生まれを意味する表現で、韓国では「過激派」の代名詞として使われている。

李はこれより少し上の世代だが、大学への再入学が二十九歳だったため、彼が三六六世代の中で、最も過激な左派のリーダー役だったことは、間違いない。

では、ノンボリだった李鍾義を過激な活動家に変身させた「韓国政治研究会」に入会するのだが、これ

研究会」とい、どのような組織だったのか。

不安な政治情勢が続いた八二年、いわゆる過激派と称される学者グループ、李鍾仁（前・京南大教授・平民政国会議員）や崔章集（京畿大教授）、孫浩哲（西江大教授）、孫相三（前・西江大教授・京畿道知事）らにより創設された政治研究機関。保守派の牙城「韓国政治学会」に対抗すべく設立された、というのが定説になっている。

その設立趣旨は、私たちの視点で、私たちの問題解決を図る」というもので、欧米型の資本主義や政治理論を受け入れ、否定的な立場を鮮明にした。この点では、北朝鮮の故・金日成主席が提唱した「主体思想」を彷彿させるものがある。

彼らが研究テーマとして選んだのは、次の五分だった。

- ① 国際政治研究
- ② 韓国政治史
- ③ 政治思想史
- ④ 政治理論体系
- ⑤ 北朝鮮政治研究

問題の李鍾義は、この中の北朝鮮研究チームの一員として、登録された。このことがきっかけとなって李の関心は急速に北朝鮮に傾き、ついには親北勢力の一員として、激しい反政府闘争にのめり込んでいった。

前出のソウル大教授によれば、八〇年代における韓国の各大学では、学生活動家の関心は専ら北朝鮮に向けられ、中でも金日成が提唱した「主体思想」は圧倒的な人気を博したという。

その背景となったのは、金斗煥大統領が国会に提出した〈内閣制改革法案〉の存在で、各大学の民主化を叫ぶ左翼グループは、この法案提出

に激しく抵抗し、ついには流血の惨事となったあの「六・一五事件」（一九八七年）が引き起こされたのである。

こうした中で、新左翼の拠点である「韓国政治研究会」に入会した李鍾義の活動は、ますます尖鋭化していく。

北・大物工作員との接点

ここには、当時の韓国当局が極秘裡に作成した、いわゆる「李鍾義ファイル」と呼ばれる身分照会記録がある。中には、李の出生や経歴はもとより家族構成から過去の行状までが刻明に記録されている。

むしろ、このファイルは現在でも「機密」の刻印が押され、当局内部に厳重に保管される重要文書である。

そこには八〇年代、左翼活動に傾斜していった李鍾義について、次の

ような記述が並んでいる。

〈……監視調査によれば、李鍾義は一九八八年八月、政界や学界で極左組織に位置付けられる「韓国政治研究会」に入会、ついで半年後の一九八九年三月、高麗大の「丁来」および「鄭来」ほか一名とともに「独立門研究室」と称する秘密組織を結成、同研究室を反政府活動の工作拠点（アジト）と定めた模様である。（中略）このアジトは、ソウル中心部・西大門ロータリーから独立門に向かって百メートルほどの距離の、京畿大学と樓下市場の一角にある四階建ての古びたビルの一室である。

ここには、ソウル大や延世大、高麗大など反政府活動の拠点となった主要大学の学生活動家たちが頻りに出入りしているが、中心人物は成均館大学の大学院生・李鍾義および、高麗大の丁、ソウル大の鄭である。

彼らは毎週一回このどくろに集まり、どきどきで出版された『朝鮮労働党の歴史』や『金日成著作選集』、金日成の抗日バルササノ活動を英雄視した『抗日武裝闘争史』などを教科書にして勉強会を開いている模様だ。

こうした背景には、『主意識』と呼ばれる過激派グループの台頭がある。このグループは、北朝鮮の最高指導者・金日成が唱えた主体思想を盲目的に信じ込み、左派系勢力を中心に浸透を図っている。この狂信的勢力を主導しているのは、独立門研究室を創設した李鍾範らグループであることも確認された。

こうした人物が、現在、韓国、安全保障や外交政策を左右する立場に就いているのだ。

それにしても謎として残るのは、『金日成著作選集』を初めとする教科書の件だ。

李鍾範は、どきどきで発行されたこれら原典を、どのような方法で入手したのか。

前出の国務院関係者A氏が衝撃的な情報を漏らした。

「実はこの件に、ある北の大物工作員が介在していた事実を突き止めた。その大物工作員の名は『金南植』(80)といい、『実録・南朝鮮労働党』の著者として知られる。

金南植は、日帝の統治時代、朝鮮共産主義運動に参加し、抗日闘争でゲリラ戦を展開した指導官として名を馳せた。一八・一五光復事件後、金は密かに韓国に潜入、革命拠点として南朝鮮労働党を組織し、反政府分子の育成を画策したのだ。

その正体は紛れもなく北の対南工作員であり、金南植のもとにはどきどきから、定期的に工作指令書が届けられていたことや、いわゆる工

作指令書には『延北』(北の密告の意)した事実も漏れた。

金は、李らが創設した独立門研究室の討論会に、北朝鮮専門家の顔ぶれ込みで招かれたのを機に、李らに接近を図り次第に親交を結んでいったようだ。従って、勉強会で使用された北で刊行の書籍類は、北の専門家を接った金南植から李鍾範らに手渡された、この見方が妥当なところだ。

結果、独立門研究室の連中はこの金南植という大物工作員の包摂工作を受け、親北勢力の一角として活動するように仕向けられてしまった。李鍾範が『反日・反米・親北』という思想信条を形成するようになった背景には、こうした事情が隠されている。

国際政治の舞台裏では常にこのような熾烈な謀略戦が展開されている

のだ。その謀略戦の舞台には当然、日本も含まれる。

ここに登場した北の工作員・金南植は東京にも姿を現していた。

一昨年七月二十四日、六・一五共同宣言発表三周年記念と銘打たれた「統一講演会」(中央大学駿河記念館で開催)に講師として招かれ、「一日も早い南北統一」を訴えた。

参加者によると、聴衆の大半は朝鮮系関係の人々だったという。

白昼堂々、北朝鮮工作員が易々と日本潜入を果たすとは、やはり日本は現在も紛れもなくスバイ天国と云えよう。

盧武鉉を取巻く左翼の面々

話を李鍾範に戻す。

それにしても、韓国の国家安全保障会議の現職ナンバー2が北に包摂された革命分子——にわかに信じ

難い話ではないが。

私はまず『李鍾範ファイル』に登場する、『丁海』並びに『鄭某』なる男たちの行方を追うことにした。結果、二人のドキュメントの存在は確認された。

丁とは当時、高麗大に在籍した『丁海』のことで、もう一人の鄭某はソウル大の『鄭大和』と判明した。いずれも盧政権に重大な影響力を有する人間である。

その丁海と鄭大和について、別の情報機関筋のB氏が解説する。「二人とも、三八六世代を代表する過激派で、極左の闘争者といった傾向が強かった。

というのも、この二人はオルグに長けていて、民主労働党や社会党といった比較的穏健なグループから、取左翼の過激主義者や暴力革命論者たちまで巧みに操り、その当時韓国

ではタブー視されていたマルクス・レーニン主義に乗り立て、最終的には金日成の主体思想に追い込んでいくという、闘争者として並々ならぬ苦闘を見せたからだ。

もちろん、李鍾範と同様、二人の親北的言動は当時から際立っていた。

丁海は現在、五十歳。一九七五年の延世大入学生組で、行政学を専攻した。同大を卒業後、高麗大大学院に修士入学を果たし、極左の研究機関として名を馳せた『韓国政治研究会』の産産策教授に師事し、『南北韓・分断政権の樹立過程の研究』や『天師十・暴動』など多数の著書を書きわけて、歴代の韓国政府を軍事独裁政権と痛烈に批判した経歴を持つ。

丁はその他、著書『北朝鮮社会主義体制の登場と韓国戦争』で北朝鮮の政治体制を賛美礼賛し、その一方



日本大使館への抗議デモは争も無く 写真提供/共同通信社

なる人物が「かつて日本に滞在した」(日本の外務省関係者)との有力情報飛び込んできた。

徐東晩は、盧武鉉自ら「三顧の礼」を尽くして国家情報院企画室長に迎えた、と伝えられた程の人物。その

日本との関係を書く前に、まず彼の半生の経歴と人間性に触れておこう。

徐東晩は一九五六年生まれで、今年四十八歳。代表的な三八六世代のひとりで、国家安全保障会議(NSC)事務次長に就任した李鍾晩より二歳年長で仲も良い。

徐の出身地は京畿道で、地元の京畿高校を卒業後、一九七五年にソウル大学(政治学科)に入学した。同級生の話によると、「高校時代の徐東晩は、物静かで内省的な性格、物事に積極的に取組もうという姿勢は全く感じられなかった」というから、過激派の闘士として活動したソウル大学時代とは、別人の観がある。

「物静かで内省的な性格の、徐東晩が一体、どのような経緯を辿って韓国政府の、公安当局を警戒せしめる程の大物過激派に「変身」したのか。

安全部(国家安全企画部の通称)

現在の国家情報院)時代から徐東晩の動きを監視してきたK氏はこう見る。

「徐東晩の変身理由は、他の過激派の連中のケースと、まったく同じだ。

例えば李鍾晩は学生時代、大した活動歴も逮捕歴もないノンポリ学生だったが、ある時期に突然、バリバリの左翼活動家に変貌して登場し、我々当局者を驚かせた。その謎を探してみると、一人の男の存在が浮かび上った。その男とは、北朝鮮の大物工作員としてマークしていた例の「金南植」だった。

徐東晩は李鍾晩と同じ三八六世代、しかも当時、反政府活動の同志だったのだから、徐が金南植の巧みな包摂工作を受けて権左に走り、狂信的な親北人士への変身を遂げたことは、疑う余地がない」

北の包摂工作や洗脳教育の凄まじ

「米軍政と左派労働運動」という著作では、左翼米軍の暴行に激しい非難を繰り返して浴びせ、左翼陣営では「反政府活動の精神的支柱」とまで崇められた。

注目すべきは、金大中から盧武鉉への「大統領職・引継ぎ委員会」の中に、この丁が委員として名を連ねている点だ。これを見ただけで盧武鉉はその出自から、いかに左傾化していたか分るというものだ」

一方、鄭大和はどうか。

「鄭は一風変わった男で、名門ソウル大学の大学院で修士・博士号を取得したにもかかわらず、就職先として民放KTVと契約した変り種。現在、政治・社会問題をあつかう番組の司会者をつとめるが、問題はその放送内容だ。鄭は、自分の担当番組の中で、あろうことが北朝鮮の対南工作組織の「尊統連」(在日韓国民民主統一

連合)の合法化を、盛んにアピールしたりするのだ。

こんな左翼偏見者が、公共の電波を利用して北の犯罪集団を擁護するのは常識道徳だ。

だが盧武鉉は、鄭のこうした活動を放置したまま、一切お咎めなし。ここにも、盧武鉉の親北傾向がハッキリと見て取れる」

K氏が嘆くのももつともな話で、調べてみると盧武鉉の周りには、同じような連中がゴロゴロ存在した。

「その筆頭が、盧武鉉で国家情報院のトップに抜擢された「高泳者」だろう。この人事は国会の人事聴聞会でも問題視され、議論の結果、高の起用は全会一致で否決された。

高がかつて、逮捕された北の工作員・金浩中を平和主義者と擁護したばかりか、金の即時釈放を要求した過去があったからだ。

また彼が、先の鄭大和と同様、反国家団体として当局に監視されてきた韓統連の、名譽回復運動を推進する組織の代表役を務めてきたことも、欠格理由とされたのだことだ。

しかしながら、盧武鉉は強大な大統領権限を駆使してこの反対派を押し切り、原案通り、強引に高泳者を国務院トップの座に据えた。この強硬発動には、国会議員のみならず、国民全体がア然とした」

これが民主化を唱える盧武鉉政権の体面なのだ。

親北人士が「日本にも滞在」

取材を進めるうちに、盧武鉉内部の構造的な「捻じれ現象」の一端は、日本にも無関係ではないことが判明した。

李鍾晩、高泳者と並び「親北三人組」のひとりと呼ばれる、「徐東晩」



北の工作員の存在を疑った盧武鉉元大統領の肖像写真

逆に言えば、我が国左派勢力への北朝鮮側からの思想工作はこの時点で、完璧に奏功した、と見ることも出来る。

いずれにしても、北の対南工作はここまで周到に準備され、綿密に浸透が謀られてきたということだ(呉氏)

現在の盧武鉉政権の中核である青瓦台には、李鍾範、徐東晩、宋斗律の三人の他にもかつて北の政治工作を受け、韓国政府の転覆を企んだ元過激派の側近がゴロゴロ存在する。そのほとんどが逮捕歴をもつ左翼運動の中核メンバーだった連中だ。

例えば、青瓦台内部の主などころでは、世論の動向を監視し、公安問題を担当する「李光登」(昨年十月に辞任)。

李は現在、三十九歳の若さだが、学生運動の若手運動家の中では戦略家として知られた。大衆デモなどの計画を、一糸乱れずに指揮できる指導者はこの男以外にいないと言われる。

彼の失敗はたった一度だけで、延世大卒業後、釜山の労働運動にオルグ目的で潜入したのが発覚し、偽装就職の容疑で逮捕されたぐらいのも

のだ。筋金入りの闘士で、盧武鉉の信頼が篤い。

民主党・国策研究所の副所長である「安熙生」も、盧武鉉が同志として遇する側近だ。

李と同じく三十九歳で、高麗大の出身。

同大学の愛国学生会事件や、八九年の反米青年会事件に連座して投獄された経歴を持つ。

最も過激な学生運動を展開した闘士であり、運動全体の核心メンバーの一人として、当局の警戒心を煽った。こうした男が盧政権では、国策研究所の幹部に取り立てられるのだから、韓国の対外政策が「左旋回」するのも至極当然のことなのだ。

「我々は密かに、安熙生の打ち出す『対米政策』に注目している。というのも、安はかつて学生運動の中で、左翼米軍の撤退を強く主張した経緯

をほらけずの年に入っていたが、極く短期間に入ンボイ学生を監入りの闘士に仕立て上げることは、想像を絶するものがある。

だが呉氏によると、徐東晩らの変身の背景にはもう一人、別の男の存在があるという。

「彼らの過激な思想形成に多大な影響を与えた人物がいる。その人物の名は『宋斗律』といい、彼が著した『内在的接近論』は徐東晩や李鍾範はもとより、韓国の左派系知識人たちから爆発的な支持を受けた。この著作は、東欧の社会主義国が崩壊していく過程で、社会主義理論の危機を指摘したものだが、他方、北の主体思想を賞賛した部分も見受けられた」

「問題はこの男の正体だ。宋斗律はそれまで、ドイツ在住の韓国人社会学者との触れ込みだったが、まったくの偽装された身分と分かった。実

は北が巧みに生立した工作員だったのだ。

そのことを暴露したのは、北から我が国に亡命したあの「黄正博」その人である」

政権中枢を蝕む北の工作

「黄によれば、宋斗律という名は偽名であり北朝鮮では『金チヨルス』と名乗っていた。一九九四年の金日成の葬儀の際にはドイツからロンドンに招かれ、葬儀委員の一人として名前を連ねていることも判明した。

しかも、朝鮮労働党の序列二十三位と超大物で、葬儀の折には金正日と直接面会した事実まで白日の下に晒される結果となった。

要するに、労働党幹部の金チヨルスは、宋斗律との偽名を用いて学者を装い、韓国の左翼勢力を引きつけるような論文を発表し北の勢力拡大

と影響力の増大を齎してきた、というわけだ。

金チヨルスの政治工作は、韓国進歩派の代表、徐東晩や李鍾範らの左翼勢力もマニマと引く者ばかり、急速に北朝鮮化の方向に傾いていったのである」

呉氏はその証拠として、『北朝鮮政治論』と題する一冊の著作を挙げた。一九九〇年三月、徐東晩や李鍾範ら大きな影響を受け、『韓国政治研究会』の名前で刊行されたこの本は全編、北の独裁者である故・金日成の著作『抗日武裝闘争史』や『韓国戦争(朝鮮戦争)』などからの引用をもとに、執筆されている。

「この北韓研究論文を一読すれば、徐東晩ら我が国のかつての過激派の面々が、いかに金日成の主体思想に心酔、傾倒していたかが手に取るように理解できる。

があるからで、その主張が今も変わっていないけれど、安と親交を持つ盧武鉉が彼の反米思想に引きずられ、米軍撤退を正式の外交安保政策として打ち出す可能性が、極めて高くなるからだ。

そうならば、韓国の国論は真っ二つに割れて暴動事件にまで発展する恐れがあり、金正日の「愚ウソホ。だからこそ、この男の動向から片時も監視の目が離せないのだ」(同前)

実際、盧政権は米軍撤退を正式に公表しはじめた。さすがに、K氏は国家情報院の関係者だけあり、その解説は微に入り細をうがう詳細さである。

「われわれ情報機関の人間は、前身の安全部時代から長年、北朝鮮を『王敵』として叩き込まれてきた。我が国の憲法にもいまだそう明記されている。その北朝鮮に対し、ことも

あるうにソウパシを襲撃する増徴者や、一言など、絶対に受は入れられないわけがない。

盧大統領が高泳考や徐東晩らのトップ人事を決定したとき、国務院内部はベニツクに陥り、辞任を決定した者が何人もいた。中には、自棄っぽくなり「ソウパシ人事、などと高に叫ぶ者もいたほどだ」

「盧政権の構造問題」は足下の国務院内部にも及んでいたのだ。

東大教授が南北を仲介?!

最後に、国務院トップの徐東晩とある日本人との関係について記しておく必要がある。

徐東晩が、ソウル大に入学後、仲間の李鍾義らと左翼運動に身を投じたことはすでに書いた。記録によると、その後、一九七八年八月に「緊急措置法第七条」に違反した事で、

公安警察に逮捕、起訴されている。

徐は一審判決で懲役二年を求刑された。ところが後に突然教主が現れる。当時、ソウル特別区水安洞地方裁判所の判事の職にあった現在の上院、高泳考だ。

高判事は徐に対し、異例の情状酌量を適用し、懲役二年公民権停止二年という極めて軽い刑を宣告したのだ。

これは事実上の減刑措置で、二人が三八六世代なのを知る世間は「友情判決」と陰口を叩いたものだった。

「徐東晩は結局、拘留八カ月間で釈放されてしまうのだから、この一件は、彼らの連帯意識の強さをまざまざと見せ付けた」と言つてよい(ソウル大C教授)

この事件は徐の家族にも多大な影響を与える。国有企業の社長の座にあった父親は解任され、彼自身も除

籍処分を受け、名門ソウル大学を放逐されてしまう。

「彼は放逐処分を受けたあと、しばらくの間、ソウルで無為徒食の生活を送っていたが、一九八六年になって一念発起、伝手を求めて日本留学を決意する。さる在日の有力者が動き、東京大学の和田春樹教授のもとに身柄を預けることで話がまとまった。

東京に赴いた徐東晩は予定通り、東京大学の大学院・総合文化研究科、通称「和田研究室」に籍を置いた。

一昨年四月、盧大統領が国務院長官に例の高泳考を指名した国会の事聴聞会では、高の資質が様々な角度から検証されたが、その席上で、和田春樹東大名譽教授の名前が飛び出した。

質問に立った野党・ハンナラウ党の李允盛議員(当時)と、高の証人と

して出席した徐東晩との間でこんなやりとりがなされた。

李議員「和田春樹が、韓国当局が保管するファイルの中で、親北学者として分類されている事実を知っているか」

徐証人「間違つた分類だ。私は正反対の評価も聞いているし、こと北韓問題に関する限り、最も良心的な態度で研究を続けている学者の一人だ」

和田に対する最大限の賞賛と言つても差し支えない。

この一事から、和田と徐東晩が極めて親密な関係にあることは明らかだが、さらにこの二人に別の新たな疑念が浮上する。

その疑念とは、北朝鮮問題とも絡み、極端に言えば今後、日韓関係の根幹を揺るがしかねない大問題なのである。

指摘したのは、菅瓦合内部の事情に通じた関係者Y氏。

Y氏はのっけから驚くべき秘密を明かす。

「徐東晩の救済劇に和田教授が関与したのは事実だが、それだけではない。この一件の背後では南韓・北韓双方の、いわば『見えざる意志』が大きく働いていたのだ。

例えば、韓国側の動きの中心にいたのが金大中前大統領。彼の意向を受け、いまでも韓日両国に存在するいわゆる『金大中人脈』が、密かに動いたことは間違いない。

和田(教授)はその中の一人に過ぎない。

彼は、例の金大中事件(一九七三年)の前から「金大中氏を支える会」の主要メンバーとして名を連ね、その関係から徐東晩の日本での身元保証人役を演ずる役回りとなった。

徐東晩が日本に送られた理由。
金大中や和田春樹に代表される韓国の左派勢力は、徐東晩や李鍾賢らいわゆる三八六世代に属する若手の有力活動家を、独裁政權の弾圧でムザムザ失うわけにはいかないと考えたのだらう。

徐東晩の日本行きの背景には、こうした事情が隠されていた。だからこそ我々（公安関係者）は和田春樹を、緊密な韓国関係の破壊を企てる政治工作員と見て、その動きを警戒してきたのだ。

衝撃的な話だ。

もし和田が金大中らの意図を承知の上で東大の自分の研究室への在籍を固めたとすれば、東大予備が税金で成り立っている以上、国民への重大な背信行為となる。

徐東晩が東大に籍を置いた後も、この二人にはさまざまな疑惑がつい

て回る。

疑惑の博士論文

そのひとつが、Y氏が指摘する論文疑惑。

「徐は和田研究室に在籍後、わずか四年で修士課程を修了し、修士号の資格を得る（一九九〇年）。

これ自体も信じ難い話だが、それから五年後の一九九五年には、驚くべきことに博士論文にも合格した。

むしろ、両論文ともその指導教官は和田教授自身だ。当の和田教授は周囲に「大変な力作。出色の論文だ」と吹聴したようだが、我々の目から見ると、論文内容にそれほど評価すべきところはない。

両論文ともすべて日本語で書かれ、しかも、かなり難解な表現や語彙も駆使している。

日本語がまったく理解できなかった。

た徐東晩が十年足らずで、しかも日本の最高学府・東京大学の博士論文を書けるようになるとは、とても考えられない。徐の博士論文は和田教授の代作ではないか」

Y氏の疑惑が正当かどうかを判断するため、私も国会図書館で両論文を読んでみた。確かに指摘通り、外国人らしからぬ流暢な日本語で書かれ、その言い回しなども、とても十年間の日本滞在で身に付けた、とは考えにくい。Y氏が疑惑を抱くのも無理からぬ話だ。

さらなる疑惑はもっと深刻な問題で、先に「北朝鮮総論」と書いた一件である。

Y氏は、徐の博士論文には「明らかな北韓の政治的意図が投影されている」と、疑惑の一端を暴露した上で、こう述べる。

「徐東晩の博士論文『北朝鮮におけ

る社会主義体制の成立——一九四五—一九六一』は内容にそれほど見るべきところはなく、和田教授のような高い評価は下せない。

それに、そもそも、北にあるのは金（日成）一族による独裁体制であり、彼の地に社会主義体制が存在したとまで、ただの一度もない。この一事だけでも、この作品は博士論文に値しないのは明らかだ」

「北韓政治論」と瓜二つ

それだけではない。

論文内容をより細かに検証してみると、そこには驚くべき重大疑惑が隠されている事に気付いたという。

その重大疑惑とは、この論文と、一九九〇年三月に白山書院（ごんやん）から出版された「北韓政治論」という書籍とが瓜二つという点である。「この書物は、金日成の主体思想や

革命理論、抗日武装闘争史、韓国戦争・朝鮮労働党の構造と発展などの著作から重要部分を引用し、四部十六章にまとめられたものだが、徐東晩の論文はこの構成を多少変え、補足しただけで、内容的にはほとんど同じと書つてよい。

北朝鮮の専門家である和田教授が、この著作（北韓政治論）の存在を知らないわけがなく、指導教官としてなぜこんな類似した内容の作品を、博士論文として合格させたのが理解に苦しむところだ」

最大の疑惑はこの論文に使用された「参考文献」の中にある。

論文の末尾には、朝鮮全史や朝鮮労働党略史、朝鮮労働党の歴史教材など、北朝鮮の原書がズラリ挙げられ、貴重極まりない「北韓人名録」が付録として付されている。

徐東晩や和田研究室はこれらの文

献をどこで入手したのか。

中でも「北韓人名録」は特に重要だ。

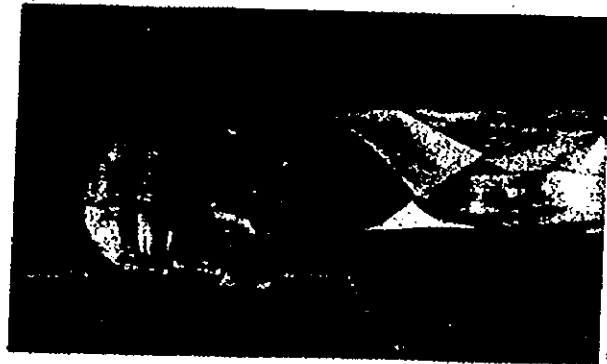
この人名録には、朝鮮労働党、政府、諸社会団体などの幹部の経歴が網羅されており、持ち出し・公表は厳禁されているため、滅多なことでは手に入らない。

和田教授は当時、博士論文として高評価した根拠について聞かれ、

「北韓人名録」から引用した部分が包括的かつ正確な内容で、結局、これが極め手となった」

と述べ、論文内容そのものよりも、それまで誰も記述しえなかった労働党幹部の経歴などを、詳細にレポートした点が博士号取得に繋がった、との見解を示したという。

和田教授がそれ以来、韓国の情報機関の厳しい監視下に置かれ、徹底的にマークされてきたことは言うまでもない。



北と太いパイプを持つ和田教授
写真提供/共同通信社

明したが、すべて歴史学者として招
請された訪問だ。

それに、春間伝えられる程、北朝
鮮と私は良好な関係ではない。その
証拠に、私の著作は北朝鮮であまり
評価されていない。一九九八年、岩
波から「北朝鮮」という本を出版し
たが、副題に「遊撃隊国家の現在」
と付けたところ、例の黄晔燦さんが
来日した折、苦言を呈されたほどだ」

こうした井明とはウラ腹に、和田
教授は北と良好な関係を保っている。

この三月末にも訪朝し、外務省副
局長の宋日昊と面談を果たした上、
この政府高官から、

「(六カ国協議や拉致問題など)日本
の「対話と圧力」という態度は話に
ならない。(交渉の)糸口を見つめる
方法が浮かばない」との重要メッ
セージを引き出している。

これを見れば、和田教授は北朝鮮
との間に、日本の外交当局よりはる
かに太いパイプを築いていることが
分かる。

「和田黒幕説」が
疑われるのも無理
からぬ話なのであ
る。

※

これまで長々と
レポートしてきた
ように、盧武鉉体
制の内実は一極

左政権と呼んで何ら差し支えない
ほど、完全に変質している。そして、
この先にあるのは紛れもなく南北統
一構想で、すでに一部では初の統一
大統領として、北の独裁者・金正日
の名さえ取沙汰されているのだ。

こうした中では、従来からの「緊
密な日韓関係」など到底、望むべく
もない。

日本政府は一刻も早く盧政権の实
態を徹底検証し、新たな対韓政策を
構築すべきである。

盧武鉉大統領がいみじくも宣言し
たように、すでに「外交戦争」は始
まっているのだ。

(取材協力・月刊朝鮮 編集長 文中敬祐)

わらわら
田は十五坪、黒幕説生まれ。立憲大憲法草案を中
より大憲法と改題した。その草案は盧武鉉を
「盧武鉉」・金大生の「金大生」(中川二朗氏著)と
18年目の「盧武鉉」の「金大生」を改題した。金大生
の改題した草案をもとに改題した「盧武鉉」の草案
の草案(金大生氏の草案)は盧武鉉・金大生
田大憲法(二つ)の草案を改題した。

実を言うと、韓国・情報機関が和
田教授を監視の対象とし、その動きを
警戒するのは「北に傾いている」と
いった単純な理由だけからではない。

情報機関が和田を「南北統一の黒
幕」と見ているフシがあるのだ。

和田教授の言動を逐一記述したと
される、通称「和田ファイル」をも
とにY氏が「和田黒幕説」の核心部
分をズバリ明かす。

「和田はこのところ、頻繁に我が国
を訪れている。しかも訪問のたびに
徐東晩はもとより、閣僚クラスの政
府要人や与党ウリ党幹部らと食事し
ながら意見交換している。弟子が青
瓦台の中枢にいるのだからたやすい
ことだろうが、懸念される。

一方、和田は北の内部に太いパイ
プをもつことでも知られる。我々
の得た情報では、これまで三、四度、
歴史学者の立場でトヨタを訪問

している。その他、朝鮮労働党の大
物幹部から面談を多く、通信が通じ
られたことも確認されている。

要するに、和田は北にも南にも両
方の政權中枢にパイプを持つ特異な
存在。その立場を利用していつ何時、
南北統一の仲介役として乗り出さ
ないとも限らない」

否定しきれぬ「黒幕説」

当の和田教授に関かねばなるまい。
和田教授は、これらの疑念や指摘に、
どう答えるか。

「徐東晩氏が私の教える子であるのは
事実だ。ソウル大時代、左翼運動に
没頭し大学を放逐されたので、私の
研究室で預かることにした。

彼は実に真面目で、立派な研究生
だった。約十年間の学生生活で、修
士および博士論文をまとめて学位を取
得したが、いずれも高く評価できる

論文で、特に博士論文「北朝鮮にお
ける社会主義体制の成立」は原稿用
紙千四百枚にもおよぶ大作。今も本
郷の大学図書館に大切に保管されて
いる」

「このところ、徐東晩氏とはさく
さく会っているのは事実だが、彼
が韓国の国家情報院の要職に就いて
からは、会っても政治の話はあまり
しない。

韓国の国会で私との関係が取り沙
汰され、私との師弟関係が歪影響を
およぼすのがイヤキリしたからだ」

「最近はどこに行っても「和田黒幕
説」が囁かれ、まるで私が、南北
(韓)統一の仕掛け人のように喧伝さ
れているが、まったくそうした事実
はない。例の朝鮮労働党と社会党が
「反反」となった経緯にも全く関与し
ていない」

「確かに、私はこれまで三回ほど訪